

様式第9号

令和7年3月31日

令和6年度政務活動費収支報告書

(あて先) 宇都宮市議会議長

会派の名称 日本共産党 宇都宮市議員団

代表者の役職名・氏名 団長 福田 久美子

令和6年度政務活動費の収支について、宇都宮市議会政務活動費の交付等に関する条例第8条の規定により、次のとおり報告します。

1 収 入

科 目	金 額	摘 要
政 務 活 動 費	3,600,000円	
預 金 利 子	675円	
合 計	3,600,675円	

2 支 出

科 目	金 額	摘 要
研 究 研 修 費	494,092円	
調 査 活 動 費	0円	
資 料 作 成 費	0円	
資 料 購 入 費	225,652円	
広 報 広 聴 費	1,837,734円	
人 件 費	0円	
事 務 費	645,274円	
その他の経費	0円	
合 計	3,202,752円	

3 残 額

397,923円

政務活動費収入支出記入簿(令和6年度)

(No.)

月	日	科目名	支出内容	支出先	受入	支払	残高
4	15	政務活動費(受入)			1,800,000		1,800,000
4	15	事務費	4月分コピー機・リース代	SMTパナ		26,180	1,773,820
4	15	広報広聴費	議会報告「ほっとらいん90号」折込代	(株)栃木オリコミ・センター		226,050	1,547,770
4	15	事務費	4月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ		4,048	1,543,722
4	24	研究研修費	行政視察(川崎)3人分	行政視察旅費3人分		85,170	1,458,552
4	30	資料購入費	下野新聞2024年4月分	田口新聞店		3,900	1,454,652
5	7	事務費	5月分コピー機・リース代	SMTパナ		26,180	1,428,4
5	7	研究研修費	「第68回(オンライン)市町村議会議員研修会zoom開催」参加費(福田)	(株)自治体研究社		15,550	1,412,922
5	10	事務費	4月分FAX使用料	東日本電信電話(株)埼玉事業部		3,239	1,409,683
5	10	事務費	5月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ		4,048	1,405,635
5	20	事務費	包括保守サービス・NP-G-67トナーブラック	関東マルワ産業(株)		79,200	1,326,435
5	23	事務費	コピー機カウンター保守料(4月分)	キャノンマーケティングジャパン(株)		15,116	1,311,319
5	27	資料購入費	下野新聞2024年5月分	田口新聞店		3,900	1,307,419
5	30	資料購入費	「国保新聞」2024.4月号～2025年3月号	公益社団法人国民健康保険中央会		5,650	1,301,769
5	31	資料購入費	「保育情報」2024.4月号～2025年3月号	(有)ちいさいなかま社		8,400	1,293,3
5	31	研究研修費	会費3人分	とちぎ地域・自治研究所		41,400	1,251,969
6	3	事務費	6月分コピー機・リース代	SMTパナ		26,180	1,225,789
6	3	資料購入費	『食べもの通信』2024.4月号～2025.3月号	食べもの通信社		10,750	1,215,039
6	10	事務費	5月分FAX使用料	東日本電信電話(株)埼玉事業部		2,877	1,212,162
6	10	事務費	6月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ		4,048	1,208,114
6	20	事務費	コピー用紙 大王製紙 助け合いの輪+A4(1箱)	関東マルワ産業(株)		3,990	1,204,124
6	24	事務費	コピー機カウンター保守料(5月分)	キャノンマーケティングジャパン(株)		5,728	1,198,396
6	27	資料購入費	下野新聞2024年6月分	田口新聞店		3,900	1,194,496

月	日	科目名	支出内容	支出先	受 入	支 払	残 高
7	3	事務費	7月分コピー機・リース代	SMTパナ		26,180	1,168,316
7	5	研究研修費	「第53回議員の学校」参加費(福田)	NPO法人多摩住民自治研究所		25,550	1,142,766
7	5	研究研修費	「第53回議員の学校」参加費(小室)	NPO法人多摩住民自治研究所		25,550	1,117,216
7	10	事務費	6月分FAX使用料	東日本電信電話(株)埼玉事業部		2,971	1,114,245
7	10	事務費	7月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ		4,048	1,110,197
7	16	資料購入費	「商工新聞」2024.4月分～2025.3月分	宇都宮民主商工会		6,000	1,104,197
7	18	研究研修費	「よくわかる！市町村財政分析基礎講座」参加費(原)	NPO法人多摩住民自治研究所		27,880	1,076,317
7	20	研究研修費	「第66回自治体学校」交通費・宿泊費(2名分)			54,680	1,021,637
7	23	事務費	コピー機カウンター保守料(6月分)	キャノンマーケティングジャパン(株)		20,135	1,001,502
7	26	資料購入費	宇都宮市の地図	(株)ゼンリン		60,830	940,672
7	26	広報広聴費	議会報告「ほっとらいん91号」折込代	(株)栃木オリコミ・センター		150,810	789,862
7	29	資料購入費	下野新聞2024年7月分	田口新聞店		3,900	785,962
8	5	研究研修費	「第53回議員の学校」交通費・宿泊費			44,952	741,010
8	5	事務費	8月分コピー機・リース代	SMTパナ		26,180	714,830
8	13	事務費	7月分FAX使用料	東日本電信電話(株)埼玉事業部		3,120	711,710
8	13	事務費	8月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ		4,048	707,662
8	18	研究研修費	「よくわかる！市町村財政分析基礎講座」	交通費・宿泊費		26,680	680,982
8	19	預金利子(受入)			76		681,058
8	23	事務費	コピー機カウンター保守料(7月分)	キャノンマーケティングジャパン(株)		11,454	669,604
8	27	資料購入費	下野新聞2024年8月分	田口新聞店		3,900	665,704
9	3	事務費	9月分コピー機・リース代	SMTパナ		26,180	639,524
9	4	資料購入費	住宅地図	(株)ゼンリン		73,590	565,934
9	6	広報広聴費	議会報告「ほっとらいん91号」印刷代	晃南印刷(株)		251,130	314,804
9	10	事務費	8月分FAX使用料	東日本電信電話(株)埼玉事業部		3,008	311,796

月	日	科目名	支出内容	支出先	受入	支払	残高
9	10	事務費	9月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ		4,048	307,748
9	20	事務費	フラットファイル・クリアフォルダー・インデックス・クラフト封筒	関東マルワ産業(株)		7,925	299,823
9	24	事務費	コピー機カウンター保守料(8月分)	キャノンマーケティングジャパン(株)		10,285	289,538
9	27	資料購入費	下野新聞2024年9月分	田口新聞店		3,900	285,638
10	3	事務費	10月分コピー機・リース代	SMTパナ		26,180	259,458
10	9	資料購入費	全国生活と健康を守る会新聞代	宇都宮生活と健康を守る会		4,800	254,658
10	10	事務費	9月分FAX使用料	東日本電信電話(株)埼玉事業部		2,858	251,800
10	10	事務費	10月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ		4,048	247,7
10	15	政務活動費(受入)			1,800,000		2,047,752
10	23	事務費	コピー機カウンター保守料(9月分)	キャノンマーケティングジャパン(株)		10,426	2,037,326
10	28	資料購入費	下野新聞2024年10月分	田口新聞店		3,900	2,033,426
11	5	事務費	11月分コピー機・リース代	SMTパナ		26,180	2,007,246
11	11	事務費	10月分FAX使用料	東日本電信電話(株)埼玉事業部		2,915	2,004,331
11	11	事務費	11月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ		4,048	2,000,283
11	20	事務費	(e)ESET HOME セキュリティ更新	関東マルワ産業(株)		2,970	1,997,313
11	25	事務費	コピー機カウンター保守料(10月分)	キャノンマーケティングジャパン(株)		4,744	1,992,5
11	27	資料購入費	下野新聞2024年11月分	田口新聞店		3,900	1,988,669
12	3	事務費	12月分コピー機・リース代	SMTパナ		26,180	1,962,489
12	10	事務費	11月分FAX使用料	東日本電信電話(株)埼玉事業部		2,736	1,959,753
12	10	事務費	12月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ		4,048	1,955,705
12	23	事務費	コピー機カウンター保守料(11月分)	キャノンマーケティングジャパン(株)		1,718	1,953,987
12	26	研究研修費	「2025年地方議員政策セミナー」参加費(原)	(株)自治体研究社		26,550	1,927,437
12	26	研究研修費	「2025年地方議員政策セミナー」参加費(小室)	(株)自治体研究社		26,550	1,900,887
12	27	資料購入費	下野新聞2024年12月分	田口新聞店		3,900	1,896,987

月	日	科目名	支出内容	支出先	受 入	支 払	残 高
1	6	事務費	1月分コピー機・リース代	SMTパナ		26,180	1,870,807
1	10	事務費	12月分FAX使用料	東日本電信電話(株)埼玉事業部		2,933	1,867,874
1	10	事務費	1月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ		4,048	1,863,826
1	20	事務費	コピー用紙 大王製紙 助け合いの輪+A4(2箱)	関東マルワ産業(株)		8,540	1,855,286
1	23	事務費	コピー機カウンター保守料(12月分)	キャノンマーケティングジャパン(株)		12,641	1,842,645
1	27	資料購入費	下野新聞2025年1月分	田口新聞店		3,900	1,838,745
1	27	研究研修費	「2025年地方議員政策セミナー」交通費・宿泊費2人分			42,680	1,796,065
1	27	資料購入費	『副市長村長のしごと』	(株)自治体研究社		1,980	1,794,085
1	28	広報広聴費	議会報告「ほっとらいん92号」印刷代	晃南印刷(株)		518,430	1,275,655
1	28	広報広聴費	議会報告「ほっとらいん92号」折込代	(株)栃木オリコミ・センター		296,854	978,801
2	3	事務費	2月分コピー機・リース代	SMTパナ		26,180	952,621
2	10	事務費	1月分FAX使用料	東日本電信電話(株)埼玉事業部		2,961	949,660
2	10	事務費	2月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ		4,048	945,612
2	14	資料購入費	『保育白書2024』	(有)ちいさいなかま社		3,452	942,160
2	17	預金利子(受入)			599		942,759
2	25	事務費	コピー機カウンター保守料(1月分)	キャノンマーケティングジャパン(株)		4,965	937,794
2	27	資料購入費	下野新聞2025年2月分	田口新聞店		3,900	933,894
3	3	事務費	3月分コピー機・リース代	SMTパナ		26,180	907,714
3	7	資料購入費	『現行自治六法』2分冊	第一法規(株)		3,400	904,314
3	7	研究研修費	予算検討会会場使用料	姿川地区市民センター		650	903,664
3	10	事務費	2月分FAX使用料	東日本電信電話(株)埼玉事業部		2,942	900,722
3	10	事務費	3月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ		4,048	896,674
3	11	事務費	レポート用紙・Wクリップ・付箋(スタンダードスリムミダシ)	シモジマ宇都宮店		1,840	894,834
3	12	研究研修費	PFAS汚染に関する防衛省・環境省の聴き取り(3人分)			35,700	859,134

月	日	科目名	支出内容	支出先	受入	支払	残高
3	24	事務費	コピー機・カウンター保守料(2月分)	キャノンマーケティングジャパン(株)		17,410	841,724
3	26	研究研修費	「第74回(オンライン)市町村議会議員研修会zoom開催」参加費(福田)	(株)自治体研究社		14,550	827,174
3	27	資料購入費	2025年3月分下野新聞	田口新聞店		3,900	823,274
3	27	広報広聴費	議会報告「ほっとらいん93号」印刷代	晃南印刷(株)		319,880	503,394
3	31	広報広聴費	議会報告「ほっとらいん93号」印刷代	晃南印刷(株)		74,580	428,814
3	31	事務費	3月分FAX使用料	東日本電信電話(株)埼玉事業部		2,867	425,947
3	31	事務費	3月分コピー機・カウンター保守料	キャノンマーケティングジャパン(株)		28,024	397,923

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和6年度)

【①:研究研修費】

(4月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	4	24	行政視察	行政視察(川崎)3人分	行政視察旅費3人分	85,170	
	◎		合 計			85,170	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和6年度)

【①:研究研修費】

(5月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	5	7	受講料	「第43回(オンライン)市町村議会議員研修会」参加費(昼食)	(株)自治体研究社	15,550	振込手数料550 円を含む
2	5	31	会費	会費3人分	とちぎ地域・自治研究所	41,400	
	◎		合 計			56,950	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和6年度)

【①:研究研修費】

(7月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	7	5	受講料	「第53回議員の学校」参加費(福田)	NPO法人多摩住民自治研究所	25,550	振込手数料550 円を含む
2	7	5	受講料	「第53回議員の学校」参加費(小室)	NPO法人多摩住民自治研究所	25,550	振込手数料550 円を含む
3	7	18	受講料	「よくわかる! 市町村財政分析基礎講座」参加費(原)	NPO法人多摩住民自治研究所	27,880	振込手数料880 円を含む
4	7	20	交通費・宿泊費	「第66回自治体学校」交通費・宿泊費(2名分)		54,680	
	◎		合 計			133,660	

政務活動費科目別明細書(令和6年度)

【①:研究研修費】

(8月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	8	5	交通費・宿泊費	「第53回議員の学校」交通費・宿泊費		44,952	
2	8	18	交通費・宿泊費	「よくわかる！市町村財政分析基礎講座」	交通費・宿泊費	26,680	
	◎		合 計			71,632	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和6年度)

【①:研究研修費】

(12月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	12	26	受講料	「2025年地方議員政策セミナー」参加費(原)	(株)自治体研究社	26,550	振込手数料550 円を含む 1/27 ~/28開催
2	12	26	受講料	「2025年地方議員政策セミナー」参加費(小室)	(株)自治体研究社	26,550	振込手数料550 円を含む 1/27 ~/28開催
	◎		合 計			53,100	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和6年度)

【①:研究研修費】

(1月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 日	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	1	27	交通費・宿泊費	「2025年地方議員政策セミナー」交通費・宿泊費2人分		42,680	
	◎		合 計			42,680	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和6年度)

【①:研究研修費】

(3月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	3	7	会場費	予算検討会会場使用料	姿川地区市民センター	650	
2	3	12	交通費	PFAS汚染に関する防衛省・環境省の聴き取り(3人分)		35,700	
3	3	26	受講料	『第14回オンライン1市町村議会議員研修会2room講座』参加費(2回目)	(株)自治体研究社	14,550	振込手数料550円を含む
	◎		合 計			50,900	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和6年度)

【⑤: 広報広聴費】

(4月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	4	15	折込代	議会報告「ほっとらいん90号」折込代	(株)栃木オリコミ・センター	226,050	4/4支払 振込手数料330円を含む
	◎		合 計			226,050	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和6年度)

【⑤:広報広聴費】

(7月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	7	26	折込代	議会報告「ほっとらいん91号」折込代	(株)栃木オリコミ・センター	150,810	振込手数料330 円を含む
	◎		合 計			150,810	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和6年度)

【⑤: 広報広聴費】

(9月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	9	6	印刷代	議会報告「ほっとらいん91号」印刷代	晃南印刷(株)	251,130	振込手数料330 円を含む
	◎		合 計			251,130	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和6年度)

【⑤:広報広聴費】

(1月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	1	28	印刷代	議会報告「ほっとらいん92号」印刷代	晃南印刷(株)	518,430	振込手数料330 円を含む
2	1	28	折込代	議会報告「ほっとらいん92号」折込代	(株)栃木オリコミ・センター	296,854	振込手数料330 円を含む
	◎		合 計			815,284	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和6年度)

【⑤: 広報広聴費】

(3月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	3	27	印刷代	議会報告「ほっとらいん93号」印刷代	晃南印刷(株)	319,880	振込手数料330 円を含む
2	3	31	印刷代	議会報告「ほっとらいん93号」印刷代	晃南印刷(株)	74,580	振込手数料330 円を含む
	◎		合 計			394,460	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和6年度)

【④:資料購入費】

(4月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	4	30	購読料	下野新聞2024年4月分	田口新聞店	3,900	
	◎		合 計			3,900	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和6年度)

【④:資料購入費】

(5月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	5	27	購読料	下野新聞2024年5月分	田口新聞店	3,900	
2	5	30	購読料	「国保新聞」2024.4月号 ～2025年3月号	公益社団法人国民健康保険中央会	5,650	手数料550円を 含む
3	5	31	購読料	「保育情報」2024.4月号 ～2025年3月号	(有)ちいさいなかま社	8,400	
	◎		合 計			17,950	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和6年度)

【④: 資料購入費】

(6月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	6	3	購読料	『食べもの通信』2024.4 月号～2025.3月号	食べもの通信社	10,750	振込手数料550 円を含む
2	6	27	購読料	下野新聞2024年6月分	田口新聞店	3,900	
	◎		合 計			14,650	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和6年度)

【④:資料購入費】

(7月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	7	16	購読料	「商工新聞」2024.4月分 ～2025.3月分	宇都宮民主商工会	6,000	
2	7	26	書籍代	宇都宮市の地図	(株)ゼンリン	60,830	手数料330円を 含む
3	7	29	購読料	下野新聞2024年7月分	田口新聞店	3,900	
◎			合 計			70,730	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和6年度)

【④:資料購入費】

(8月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	8	27	購読料	下野新聞2024年8月分	田口新聞店	3,900	
	◎		合 計			3,900	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和6年度)

【④:資料購入費】

(9月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	9	4	書籍代	住宅地図	(株)ゼンリン	73,590	手数料330円を 含む(データ版)
2	9	27	購読料	下野新聞2024年9月分	田口新聞店	3,900	
	◎		合 計			77,490	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和6年度)

【④: 資料購入費】

(10月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	10	9	購読料	全国生活と健康を守る 会新聞代	宇都宮生活と健康を守る会	4,800	
2	10	28	購読料	下野新聞2024年10月分	田口新聞店	3,900	
	◎		合 計			8,700	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和6年度)

【④:資料購入費】

(11月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	11	27	購読料	下野新聞2024年11月分	田口新聞店	3,900	
	◎		合 計			3,900	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和6年度)

【④:資料購入費】

(12月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	12	27	購読料	下野新聞2024年12月分	田口新聞店	3,900	
	◎		合 計			3,900	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和6年度)

【④:資料購入費】

(1月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	1	27	購読料	下野新聞2025年1月分	田口新聞店	3,900	
2	1	27	書籍代	『副市長村長のしごと』	(株)自治体研究社	1,980	
	◎		合 計			5,880	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和6年度)

【④:資料購入費】

(2月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	2	14	書籍代	『保育白書2024』	(有)ちいさいなかま社	3,452	手数料152円を含む
2	2	27	購読料	下野新聞2025年2月分	田口新聞店	3,900	
	◎		合 計			7,352	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和6年度)

【④:資料購入費】

(3月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	3	7	書籍代	『現行自治六法』2分冊	第一法規㈱	3,400	
2	3	27	購読料	2025年3月分下野新聞	田口新聞店	3,900	
	◎		合 計			7,300	

様式第11号

政務調査費科目別明細書(令和6年度)

【⑦:事務費】

(4月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	4	15	リース代	4月分コピー機・リース代	SMTパナ	26,180	4/3引落し
2	4	15	通信費	4月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ	4,048	4/10引落し
	◎		合 計			30,228	

様式第11号

政務調査費科目別明細書(令和6年度)

【⑦:事務費】

(5月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	5	7	リース代	5月分コピー機・リース代	SMTパナ	26,180	
2	5	10	通信費	4月分FAX使用料	東日本電信電話(株)埼玉事業部	3,239	
3	5	10	通信費	5月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ	4,048	
4	5	20	消耗品費	包括保守サービス・NP G-67トナーブラック	関東マルワ産業(株)	79,200	
5	5	23	保守料	コピー機カウンター保守料(4月分)	キャノンマーケティングジャパン(株)	15,116	
	◎		合 計			127,783	

様式第11号

政務調査費科目別明細書(令和6年度)

【⑦:事務費】

(6月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	6	3	リース代	6月分コピー機・リース代	SMTパナ	26,180	
2	6	10	通信費	5月分FAX使用料	東日本電信電話(株)埼玉事業部	2,877	
3	6	10	通信費	6月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ	4,048	
4	6	20	消耗品費	コピー用紙 大王製紙 助け合いの輪+A4(1箱)	関東マルワ産業(株)	3,990	
5	6	24	保守料	コピー機カウンター保守料(5月分)	キャノンマーケティングジャパン(株)	5,728	
	◎		合 計			42,823	

様式第11号

政務調査費科目別明細書(令和6年度)

【⑦:事務費】

(7月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	7	3	リース代	7月分コピー機・リース代	SMTパナ	26,180	
2	7	10	通信費	6月分FAX使用料	東日本電信電話(株)埼玉事業部	2,971	
3	7	10	通信費	7月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ	4,048	
4	7	23	保守料	コピー機カウンター保守料(6月分)	キャノンマーケティングジャパン(株)	20,135	
	◎		合 計			53,334	

様式第11号

政務調査費科目別明細書(令和6年度)

【⑦:事務費】

(8月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	8	5	リース代	8月分コピー機・リース代	SMTパナ	26,180	
2	8	13	通信費	7月分FAX使用料	東日本電信電話(株)埼玉事業部	3,120	
3	8	13	通信費	8月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ	4,048	
4	8	23	保守料	コピー機カウンター保守料(7月分)	キャノンマーケティングジャパン(株)	11,454	
	◎		合 計			44,802	

様式第11号

政務調査費科目別明細書(令和6年度)

【⑦:事務費】

(9月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	9	3	リース代	9月分コピー機・リース代	SMTパナ	26,180	
2	9	10	通信費	8月分FAX使用料	東日本電信電話(株)埼玉事業部	3,008	
3	9	10	通信費	9月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ	4,048	
4	9	20	消耗品費	フラットファイler・クリアフォルダー・インデックス・クラフト封筒	関東マルワ産業(株)	7,925	
5	9	24	保守料	コピー機カウンター保守料(8月分)	キャノンマーケティングジャパン(株)	10,285	
	◎		合 計			51,446	

様式第11号

政務調査費科目別明細書(令和6年度)

【⑦:事務費】

(10月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	10	3	リース代	10月分コピー機・リース代	SMTパナ	26,180	
2	10	10	通信費	9月分FAX使用料	東日本電信電話(株)埼玉事業部	2,858	
3	10	10	通信費	10月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ	4,048	
4	10	23	保守料	コピー機カウンター保守料(9月分)	キャノンマーケティングジャパン(株)	10,426	
	◎		合 計			43,512	

様式第11号

政務調査費科目別明細書(令和6年度)

【⑦:事務費】

(11月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	11	5	リース代	11月分コピー機・リース代	SMTパナ	26,180	
2	11	11	通信費	10月分FAX使用料	東日本電信電話(株)埼玉事業部	2,915	
3	11	11	通信費	11月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ	4,048	
4	11	20	保守料	(e)ESET HOME セキュリティ更新	関東マルワ産業(株)	2,970	
5	11	25	保守料	コピー機カウンター保守料(10月分)	キャノンマーケティングジャパン(株)	4,744	
	◎		合 計			40,857	

様式第11号

政務調査費科目別明細書(令和6年度)

【⑦:事務費】

(12月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	12	3	リース代	12月分コピー機・リース代	SMTパナ	26,180	
2	12	10	通信費	11月分FAX使用料	東日本電信電話(株)埼玉事業部	2,736	
3	12	10	通信費	12月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ	4,048	
4	12	23	保守料	コピー機カウンター保守料(11月分)	キャノンマーケティングジャパン(株)	1,718	
	◎		合 計			34,682	

様式第11号

政務調査費科目別明細書(令和6年度)

【⑦:事務費】

(1月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	1	6	リース代	1月分コピー機・リース代	SMTパナ	26,180	
2	1	10	通信費	12月分FAX使用料	東日本電信電話(株)埼玉事業部	2,933	
3	1	10	通信費	1月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ	4,048	
4	1	20	消耗品費	コピー用紙 大王製紙 助け合いの輪+A4(2箱)	関東マルワ産業(株)	8,540	
5	1	23	保守料	コピー機カウンター保守料(12月分)	キャノンマーケティングジャパン(株)	12,641	
	◎		合 計			54,342	

様式第11号

政務調査費科目別明細書(令和6年度)

【⑦:事務費】

(2月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	2	3	リース代	2月分コピー機・リース代	SMTパナ	26,180	
2	2	10	通信費	1月分FAX使用料	東日本電信電話(埼玉事業部)	2,961	
3	2	10	通信費	2月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ	4,048	
4	2	25	保守料	コピー機カウンター保守料(1月分)	キャンホンマーケティングジャパン(株)	4,965	
	◎		合 計			38,154	

様式第11号

政務調査費科目別明細書(令和6年度)

【⑦:事務費】

(3月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	3	3	リース代	3月分コピー機・リース代	SMTパナ	26,180	
2	3	10	通信費	2月分FAX使用料	東日本電信電話(株)埼玉事業部	2,942	
3	3	10	通信費	3月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ	4,048	
4	3	11	消耗品費	レポート用紙・Wクリップ・付箋(スタンダードスリムミダシ)	シモジマ宇都宮店	1,840	
5	3	24	保守料	コピー機・カウンター保守料(2月分)	キャノンマーケティングジャパン(株)	17,410	
6	3	31	通信費	3月分FAX使用料	東日本電信電話(株)埼玉事業部	2,867	4/10引落し
7	3	31	保守料	3月分コピー機・カウンター保守料	キャノンマーケティングジャパン(株)	28,024	4/23引落し
	◎		合 計			83,311	

政務活動実績報告書

令和6年5月6日	
会派名 日本共産党 代表者名 福田久美子	
(報告者) 議員氏名 福田久美子 原ちづる 小室かな子	
実施日	2024年4月23日～24日
調査地又は 研修会開催地	神奈川県川崎市役所 千葉県匝瑳市議会
調査研究項目	1 川崎市「川崎市子どもの権利条約」 2 「ソーラーシェアリングについて」
調査研究項目	
1 川崎市「川崎市子どもの権利条約」 開催日時 2024年4月23日 開催場所 川崎市役所 24階 講師 こども未来局 青少年支援室 子どもの権利担当課長 研修内容 川崎市子どもの権利条約	
2 匝瑳市「ソーラーシェアリングについて」 開催日時 2024年4月24日 開催場所 千葉県匝瑳市議会 会議室 研修内容 ソーラーシェアリングについて 講師 ゼロカーボン推進課 主査補 株式会社つばさ 椿しげお様	

1 川崎市「川崎市子どもの権利条約」

川崎市子どもの権利条約

(報告者 小室かな子)

講師 こども未来局 青少年支援室子どもの権利担当課長

要旨

川崎市子どもの権利に関する条例について条例策定に至る背景

- ・ 策定改定
- ・ 川崎市子どもの権利に関する条例の特徴
- ・ 子どもの権利に関する条例策定後の取組をレクチャーいただいた。

川崎市の子どもたちの状況

- ・ 体罰や家庭、施設内の虐待、不登校の増加、荒れていた子どもたち。
- ・ 市民の4割が「子どもの守られる権利」「育つ権利」の保障が不十分だと考えている(1998年

11月実施「市民意識調査」)

- ・ 児童の権利に関する条例の日本批准(1994年)

条例の策定過程

条例づくりのプロセスを重視

「市民とともに・市全体で・川崎市に根ざしたものを」を基本理念に地域社会の主権者である子どもを含む市民と共に策定。子ども目線に立って、生活の中でいかに実現しているか、権利の内容を噛み砕いていく作業(資料より)

約2年間で200回以上の会議や市民集会等を開催

教育委員会事務局が策定の事務局を務める、川崎市子ども権利条例幹事会において庁内調整を実施(教育との調整・子どもの意見を聞くのはここがやりやすかった)

川崎市子どもの権利に関する条例の特徴

1 子どもの権利条約の理念に基づく

子ども観の転換(保護される対象→権利の全体的主体者)

国際的な原則 子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重

2 総合条例

虐待、育成、教育等、個別に特化した目的条例ではなく、子どもの権利保障を総合的に捉え、権利保障を実効性のあるものとするため、具体的な制度や仕組みを盛り込んだ内容構成とした。

3 子どもや子どもの権利についての考え方の共有

- ・ 子どもが権利の全面的な主体
- ・ 権利は子どもにとって不可欠なもの(基本的人権/義務ではなく責任を伴うもの)
- ・ 権利が保証される中で守られる、豊かな子ども時代
- ・ 子どもの権利保障はすべての人々の共生の推進と権利保障につながる など

4 子どもの権利保障のための仕組みづくり

- ・ 子ども会議等(参加)

- ・川崎市子ども夢パーク（居場所）
- ・川崎市人権オンブズパーソン（救済）
- ・川崎市子どもの権利委員会（検証） など

条例に基づく主な事業

1 かわさき子どもの権利の日

11月20日（国連で条約が採択された日）をかわさき子どもの権利の日としその前後1ヶ月において市と市民との共同で子どもの権利に関する周知・普及事業を実施している

市立学校においては「子どもの権利に関する週間」を設定し学校の地域開放や権利学習の実施などの取組を行っている（子どもの権利のイベントは補助金を出している）

2 広報（年間100万円程の予算）

条例パンフレット等の作成・配布

県立、市立を含む市内小・中・高等学校、特別支援学校の全児童・生徒にリーフレットを配布。

小学校入学説明会において保護者にリーフレットを配布 など

年齢ごとのパフレットを全児童に配布。教員の権利学習の場であり学識者たちの意見も聞いている。今までは社会科だったが権利学習は教育委員会で作った。カリキュラムで伝えている。

3 権利学習支援

市立小学1年5年、中学1年生全員に子どもの権利学習資料を配布。教員には指導資料を配布し、学校の「子どもの権利に関する週間」での活用を促す。 など

4 子どもの居場所

川崎市子ども夢パークを開設（学校復帰は望んでいない、児相ともつながっている）

放課後の居場所「こども文化センター」「わくわくプラザ」（登録制。指定管理者制度）

不登校児童生徒の居場所「適応指導教室」（学校復帰を目的にしている）

5 子どもの参加

・川崎市子ども会議を設置 公募により小4～18歳未満の子どもたちが大人のサポートを受けながら自主的に活動。毎年、市長へ報告や提言を行っている。

・開かれた育ち・学ぶ施設をめざした子どもの参加機関の設置

6 子どもの相談・救済

川崎市オンブズパーソン条例制定により相談・救済機関として川崎市人権オンブズパーソンを設置（知名度：まめに配っているので高い。子ども・保護者からも電話やメールで相談あり）

子ども若者意見募集箱もあり、メールホームからも子どもから意見をもらっている。

・子どもの権利に関する行動計画

子どもに関する施策の推進に際し、子どもの権利保障が総合的かつ計画的に図られるために策定現在は7次計画に基づき実施中

・検証

市の附属機関として「川崎市子どもの権利委員会」を設置。3年を任期として公募市民委員を含む

10名以内で構成。市長からの諮問に応じて市の子ども権利保障の状況について調査審議し答申を提出。市は答申に対して設置を公表する。

検証を設置することで耳の痛い意見を得ることができるのは条例があるからである。

「子ども会議」は毎月様々な活動がある（ボランティアや会議など）。このメンバーは学校を通して募集している。希望者は全員なることができる。担当は教育委員会である。市職員や地域の方がいるが、子どもたちが自主的に決めている。この活動は毎月第2・4の土曜日や日曜日に行っている。

・当事業は市長の目玉事業でテコ入れをしている。

この会議で、実現したものもある

例) 1 配布されているギガ端末では宗教の検索ができない→できるようにした

2 給食の残渣が多い→体型を気にして食べない→エクササイズをyoutubeに載せる

子どもの施設で働く者が「子どもの権利」を知っている職員が減ってきたので宣伝を昨年から始めた

まとめ

川崎市が子どもの権利条約を制定した背景には、子どもによる事件の多発、市民の問題意識、地方分権一括法により独自の条例が作りやすくなった、という時代背景が重なったものによるものだった。

市長からの諮問に始まり、制定までには2年間で市民との話し合いが200回行われていた。早急に作り上げるよりも時間をかけて十分に話し合いをして出来上がった子どもの権利条例である。

現在も、子どもの権利条例をもとに子どもの夢パークが設置されており、子どもと大人の安らぎの場・自由の場となっている。子どもの夢パークにも足を延ばしたが、たまたまいらしていた保護者は、「子どもはココで大人との関わりを学び学校へ戻っていった。私もココに来ることでやりたいことができる。こんな場所が他にも増えるといいですね」と言っていた。

「子ども観」は保護される対象から権利の全面的主体者であることを謳っている。

条例の中身を細分化し、具体性を持って実施している事業があることに驚いた。そこには勉強会や企業向けの講習会も行われていた。

宇都宮市の子どもを守る都市宣言を具体性を持って行う際に参考にしたいと思った。

2 匝瑳市「ソーラーシェアリングについて」

ソーラーシェアリングについて (報告者 小室かな子)

講師 ゼロカーボン推進課 主査補

株式会社つばさ 椿しげお様

要旨 脱炭素先行地域計画

ソーラーシェアリングを中心とした脱炭素推進プロジェクト

・脱炭素先行地域 匝瑳市は第4回で選定、千葉県では千葉市に次ぐ2例目

・「匝瑳市」稲作を中心とした農業。里山から海岸まで広大な田んぼや畑を有し農作物の生産が盛ん。
令和4年4月に過疎地域に指定、高齢化率約36%。

共同提供者 匝瑳みらい株式会社 他17団体

主な取組 水田2箇所におフサイト営農型太陽光発電・蓄電池を導入。

住宅・民間施設等にオンサイト太陽光発電・蓄電池を導入 など

解決したい主な地域課題 → 農業（稲作・植木産業）の活性化

鍵は営農型ソーラーシェアリングによる収益（利益）向上

当市は畑作営農型ソーラーシェアリングの先進地

→畑作営農型ソーラーシェアリングで培った細型パネルの技術や設置、運営ノウハウを活用し水田
営農型ソーラーシェアリングを展開→収益性の低い稲作に売電収入（耕作委託金）が付与されること
により、稲作農業の持続可能性を高めていくモデル（匝瑳モデル）を構築。

【営農型ソーラーシェアリングに取り組む自治体との連携】

既に脱炭素先行地域に選定された自治体との営農型ソーラーシェアリングに関する連携協定を締結
予定→技術連携、共同調達等でスケールメリットを発揮し全国的な営農型ソーラーシェアリングの普
及に寄与

その他 水田の中干期間延長

メタンガスの排出抑制がJ-クレジット認証され、市場で販売できる

1ヘクタール約4円にしかない→なぜやるのか→ 農作物に付加価値を付け、高く売ることが
大切。農業のCO2をゼロカーボン米で売っていくための戦略

匝瑳モデルとは

畑の上で発電、下で農業

自然を壊してつくる「メガソーラー」の対極にある自然と共存するソーラー発電

売電収入の利用法

1) 農業支援 農業をする責任は事業者にあるが農業ができないので委託料として支払う

安定した農業経営の実現、有機栽培など新たな農業へのチャレンジなどにより魅力的で活力
ある地域の存続

2) 村づくり基金 各団体の集合体が入って協議会を作って入り、基金を活用した取組を行う。

(耕作放棄地の再生、子どもたちの育成・支援など)

これらにより持続可能な社会をつくる

非常時に非常電源として地域に供給できる

大規模停電時に地域のソーラーシェアリング発電所を携帯やスマホ・PCの非常電源として開放
→地域と密着したソーラーシェアリングは災害に強い地域づくりに貢献。

質問など

パネル型が2つあるが細い方の利点は？

細型パネルで風の影響が小さくなる（台風19号でも破損なし）

細型によって影が小さく、日光もあたる。幅が狭いことにより雨だれが弱くなる。

降り積もった雪も早く溶け落ちる。パネルに積もる雪の量も少ないので積雪被害が防げる。

細型パネルの足組は農家自身がやれるので人件費がかからないことと、メンテナンスが容易であり、すぐに修繕ができる。

パネルの裏面にも太陽光パネルをつけて地面からの跳ね返りも利用している。

パネルの違いによる発電効率は、変わりなし。

パネルは1年で0.5%の発電能力が下がるが、20年で1割下がるだけ。

採算性は30年までは問題なし。パワコンは10年から15年で切り替えになる。

いかんせん、細いパネルは製造ライン上の問題もあり、まだ高額である。

Q 融資のネックはあるか

A 実績があるのでできる

Q どんな場所が適しているか

A 山間地域でもできる→大規模農業者なくともできるということ

農家と一緒に設備を考えるのでコンパクトになる。メインは農業である

当市は水はけが悪いため野菜は作れないため大豆や麦になり、採算性は薄い。

そこを支えるのは売電収入だ。これが自立した農業になるための支えになる。

まとめ

農業の収入を高めるためには、脱炭素先行地域としての作物に付加価値を付けること、ソーラーシェアリングによる売電収入安定だ。いずれも農業を主軸にしていることは外せない。

農業の担い手や、新しい農業（有機栽培）、地域へのメリット（非常時の電源）などがある。

脱炭素先行地域として連携し、農業を活性化させていくことが必要だと考えた。

しかし、脱炭素としての付加価値を付けると、それに見合った料金になるためすべての人が手に入るのは難しくなる。安定した出荷・収入にするには、やはり大量に入荷できる給食が良いと考える。学校給食と農業をつなげることで、農業の活性化とソーラーシェアリングの利点が結びつくという結論に至った。

政務活動実績報告書

令和6年5月26日

会派名 日本共産党
代表者名 福田久美子

(報告者) 議員氏名 福田久美子
原ちづる
小室かな子

実施日	2024年5月22日・24日
調査地又は 研修会開催地	ZOOM
調査研究項目	市町村議会議員研修会 「公衆衛生」と「国民健康保険」の2つの政策を学ぶ
調査研究項目	
1、開催日時 2024年5月22日、24日 2、開催場所 ZOOM 3、主催者 自治体研究所 4、講師 1 第1講義 公衆衛生の意義、現状と課題 講師 鹿児島大学教授 伊藤周平 2 特別報告 基礎自治体における住民の健康増進と保持へ向けた実践 報告者 自治労連中央執行委員・保健師 山本民子 3 第2講義 国民健康保険制度の概要と課題 講師 神奈川自治労連執行委員 神田敏史 5、研修会の概要 公衆衛生の意義、コロナ禍を踏まえた公衆衛生政策の方向性、今日の公衆衛生をとりまく状況と課題、基礎自治体が住民の健康増進と保持をはかるための対応を学ぶ。2018年度国民健康保険の制度改正に至る背景、現行制度の概要、現状と課題について学び、今後の対応の方向性を学ぶ。 6、まとめ 公衆衛生の要は保健所や医療機関である。国の政策により病床数削減や保健所数減少などによって医療崩壊状態となった。命や暮らしを守るためには磐となる保健所・医療機関を人員・財政支援などでまもることが必要である。	

1 第1講義 公衆衛生の意義、現状と課題 (報告者 小室かな子)

講師 鹿児島大学教授 伊藤周平

要旨

問題の所在

◎2020年2月以降の日本での新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) のパンデミックは、日本の医療・公衆衛生の制度的脆弱さを浮き彫りにした。

・必要な医療が提供されないために本来であれば救えるはずの命が救えない「医療崩壊」が生じた。この医療崩壊が現実化された背景には、歴代政権が続けてきた病床数削減と医師数の抑制を中心とする医療費抑制政策がある。

・能登半島地震の際にも高齢者の災害関連死があり「スフィア基準」に反する人権侵害状況といってもよい。日本社会では人権侵害、とくに高齢者人権侵害に対する意識がきわめて希薄。

→公衆衛生の意義と法体系を概観し、個々人の生存権を保証する公衆衛生という観点から、新型コロナの国の対応を検証し、公衆衛生の現状と自治体における今後の課題を展望する。

◎公衆衛生の意義と法体系

公衆衛生は憲法 25 条 2 項に社会福祉、社会保障とともに明記されており生存権保障を支える 3 つの制度といえるが憲法で明確な定義がされていないわけではない。ここでは 1950 年 (社会保障制度審議会「社会保障制度に関する勧告」) に準拠しつつ、公衆衛生を「人々の健康の保持・増進をはかり、疾病を予防することを目的として、国・自治体が公的責任のもとで実施する保健衛生活動や諸施策」と定義して考察していく。

日本には「公衆衛生法」という名称の法律は存在しないが、公衆衛生の内容は、疾病予防、感染症対策、保健・医療・栄養、施設・営業管理、解剖・埋葬、環境など多岐にわたる。とくに感染症対策は、感染症流行時に感染者を隔離治療し、感染の拡大を防ぐ重要な役割を担う。

◎公衆衛生政策の展開と転換

公衆衛生の中心は結核予防に置かれたが、医学の進歩などにより死亡理由の上位から結核が姿を消したことにより、非感染疾患への対応が健康課題となった。

・1960 年には「保健所運営の改善について」が通知され、次々に老人福祉法、精神衛生法など制定された。保健所が対象とする地域保健の課題は拡大し、保健所人員不足が課題となった。

・1978 年厚生省は「国民健康づくり運動」をスタート。健康対策事業の主体を市長村とし、市町村保健センターの設置が推進された。また、高齢者の健康づくり事業も市長村が担い、保健所が計画策定・企画調整・市町村支援を行う体制づくりが進められた。

・保健所法を全面改正して、地域保健法が制定され、市町村は市町村保健センターを設置することができると規定された。一方、地域保健法により保健所の設置数は人口 10 万人に 1 か所から、平均人口 36 万人に 1 か所に改められ、保健所数の激減が始まる。国の公費負担を削減する目的で保健所の削減が行われてきた。同センターの業務は民間事業へ委託が進み、対人援助業務は大きく縮小された。

・2000年 WTO が健康の社会的決定要因の改善を各国政府に呼びかける時期に、日本は病気の原因と対策を個人に求める逆の動きが始まった。

市町村が実施してきた基本健診は廃止され、あらたに医療保険者が実施主体となる特定健診・特定保健指導に移行した。健康自己責任論に基づく予防重視健康関連サービスが進められた。

・1994年地域保健法の策定以降、保健所の統廃合と削減が続き 1994年の847件から2020年には469件となり激減、保健所職員も激減、歴代政権のもとで公費抑制政策により保健所機能が弱体化させられてきた。

・新型コロナ感染を判別するPCR検査を担う機関である地方衛生研究所は予算・研究費、職員数ともに大幅な削減が続いている。

・国は検査施設や人工呼吸器のような機材の確保、それを使いこなせる検査技師、専門医の育成を怠るどころか、減らしてきた。こうした公衆衛生機能の弱体化が、新型コロナのパンデミックで多くの患者、とくに高齢者が必要な医療を受けられずに亡くなった大きな原因となった。

医療機関ではない保健所に、どの感染者から検査に回すかなど「医療の分配」役割を担われることになった。もともとゆとりのない保健所には膨大な業務を担えるはずはない。

◎新型コロナ・パンデミック対策の検証-公衆衛生の機能不全

海外では早い段階で無症状者のスクリーニング検査の強化始まる。東京オリンピック村では、ほぼ毎日無症状スクリーニング検査とワクチンで抑え込む事ができたのに、検査抑制論が根強い日本ではクラスター対策や飛沫感染防止に固執し、無症状スクリーニングの強化を行わなかった。

第7派で新規感染者数は急増、世界最多を記録したが、国はまん延防止等重点阻止すら出さず、国民に感染対策を呼び掛けるだけの無策に終始。

感染症法第12条1項は5類感染以外の感染症類型について全数把握による医師の届手義務を規定しているが、2022年9月から全数把握の見直しにより4類型以外の感染者については医療機関から保健所への届け出はなくなり自己申告となった。新型コロナ感染症の発生状況を迅速に把握、分析するという意味で感染対策、公衆衛生は大きく後退した。

2022年10月基礎疾患のない中学生～64歳までの人にはコロナ抗原キットで自主検査を促し、陽性なら自宅療養してもらう。いつでもどこでも誰でも必要な医療を受けられる国民皆保険制度が破綻した。感染者に対して「良質かつ適切な医療の提供を確保」するとした感染症法の趣旨にも反する。

◎新型コロナの感染症法上5類移行と公衆衛生の後退

5類移行の問題点

- ・新型コロナを5類感染症とする科学的根拠が見いだせない
- ・5類移行後も新型コロナの感染力が弱まるわけではなく、医療機関では引き続き感染対策が必要となる。コロナ患者の診療の診療報酬は全廃され、特例の医療機関に発熱患者が殺到し、感染拡大を招く危険あり。
- ・患者自己負担が発生しており、経済的理由による検査や受診を控える人が増大している。
- ・感染者数の把握が困難になり公衆衛生として感染症対策が大きく後退→エイズや梅毒と同じように特例で全数把握を基本とすべきだ。

◎公衆衛生の課題

・政令指定都市の全行政区に保健所を再建し、地区担当制を復活したうえで、保健所の増設と機能の拡充、保健師の増員をはかり健康の公的責任に基づいた公衆衛生体制を確立すべきだ。

・地方自治法改正案がでているが、新型コロナの対応についていえば国（政府）の対応が二転三転して現場が振り回されていたのが現状だ。地方自治法の本旨に立ち返り、地方議員は、国の指示待ちではなく積極的財政支援により保健所の整備を行い、公衆衛生を再構築する取り組みを進めてほしい。

まとめ

国民皆保険でありながら、いつでもどこでも誰でも受けられる医療が受けられない医療崩壊を目の当たりにした。病床数削減により、受入れができない状態。保健所・保健師の削減から陥るマンパワー不足、疲弊した医療機関の現状は改善しなければならない。また、健康の社会的決定要因（SDH）を、自己責任論に持ち込んでいては、健康は増進されないと考える。

国の予算を大幅に付け、診療報酬を引き上げ、医療機関を守ることや、人員増加・保健所の再構築、住民の顔を見に行ける保健師を増やすことも必要だ。医療機関を守るとは、市民生活を守ることに直結することであるため、公衆衛生を前進させるために国の指示待ちではなく、また指示通りではなく、自治体の主体の財政支援・指針が必要であると考えた。

2 特別報告 基礎自治体における住民の健康増進と保持へ向けた実践 (報告者 小室かな子)

報告者 自治労連中央執行委員・保健師 山本民子

要旨

- ・公衆衛生の担い手は保健師であり保健所は第一線の行政機関である。

- ・住民のいのちと健康を衛(まも)る

一次予防から三次予防とあり、公衆衛生の活動場所は母子保健、感染症、国民健康保険(レセプトから住民の健康を探る)の他、学校保健、産業保健、眼鏡保健、国際保健など幅広く行う。

- ・福祉は申告主義であるが、公衆衛生は問題を抱えた人たちのもとへ自ら訪れ、何が健康を阻害しているのかをアセスメントすることができる。

- ・公衆衛生は住民の声を聞くことができる。効果が目に見えてくるのは10年後20年後。

公平性や効率化のモノサシでは測れない価値がある。

- ・サービス提供が第一ではなく、生活実態を把握し育成歴を知ることによって前兆、前駆症状を予測できることで再発防止につながる。

- ・生活実態の把握 家庭訪問(訪問保健指導)を行う事で生活実態がわかってくる。衛生教育で健康な住民が増えれば健康問題を抱えているひとを健康に引き上げる事ができる。

- ・学校や保育所・保育園、福祉との情報共有や同行受診、退院後支援など行う事は多岐にわたる。

- ・1937年保健所法で結核対策をきっかけに人口10万人に一か所設置。

- ・1994年地域保健法により、政府の方針のもと保健所は危機管理の拠点の位置づけに変更。

これをきっかけに全国の保健所が縮小・統廃合され保健所専門職の定数も削減。

1991年全国852保健所→2024年4月468保健所 ピーク時の半分に。

- ・保健師定数の削減は、保健師学生実習受入れ困難→保健師要請人数の縮小→保健師のなり手がいない→保健師を募集しても応募がない というループにある。

人口当たりの保健師数が多い自治体ほどコロナに感染する人の割合が低いと奈良県立医大のグループが研究発表「保健師の数を増やすことが新型コロナの感染拡大を防ぐ手段として有効だと科学的に示すことができた」と結論付けた。調査では2020年1月~2021年9月の人口10万人当たりの累積新規感染者数と保健師数を都道府県別に比較した結果、保健師数が最も多い島根県は全国2番目に感染者数が少なく、保健師数45番目に少ない東京は感染数が2番目に多い結果に。

(2022年5月21日Yahoo!ニュースで見た産経新聞の報道)

新型コロナウイルス感染症対策では自治体での感染症対策の指揮を保健所が執らざるを得なかった。縮小・統合・削減のなかでも住民のいのちの砦となってきたが、限界を超え保健所機能の逼迫・崩壊を繰り返した。自治体、労働組合等から保健所人員増の運動が広がる。

厚生省は人員体制強化を図るため2025年までに保健師を1350人増やす地方財政措置を講じるとした。が、超過勤務の常態化で心身に変調をきたし退職する保健師も例年になく増加した。

その後、2024年1月能登半島沖地震がおき、コロナ対策の見直しを十分にしないまま、疲弊しきつ

た保健師たちは災害地へと派遣されている。

まとめ 保健師はじめ保健所職員の自己犠牲の上で新興感染症対策は成り立っていた。危機管理対策の中心である保健所には十分に余裕のある人員配置、十分な予算配分が求められる。保健所設置を行うことや、安全衛生委員会の設置は、住民のいのちと健康をまもることにつながる。保健所の重要性を行政・議会・住民とともに守っていく必要があると考える。

～国民皆保険制度を支える国保制度の高い保険料負担水準は変えられるか～

講師 神奈川自治労連執行委員

神田敏史氏

◎国民皆保険制度としての国保制度の歴史について、後期高齢者医療制度の発足までのあゆみを学ぶ。
現行法は1958年にできたが、それ以前の第1次国保法は第2次大戦中1942年強制加入制度としてできた。1961年には国民皆保険制度として完成した。

◎国民皆保険制度は、憲法第25条に規定された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」保障の具体化であり、公的な医療保障制度が確立され日本人の健康水準の維持向上に寄与してきた。

一方では、ほかの被用者保険に加入できない者の加入と市町村運営ゆえ、加入者の年齢が高い、無職者が多い、低所得者が多いなどの構造的な課題がある。

◎こうした構造的な問題は、ほかの健康保険との比較でも、所得に対する保険料(税)負担が重いため
に収納率が低い、滞納世帯へのペナルティ(資格支援方針証明書・短期保険証)による医療給付制限
や常に財政ひっ迫状態があり保険料(税)値上げが頻繁に行われるなど、解決されずにいる。2000年
度には、三位一体改革国・県・市町村の財政負担の見直しが行われたり、2008年には後期高齢者医
療制度が、2010年には都道府県広域化支援方針の策定が開始された。

◎社会保障と税の一体改革の名の下、医療提供体制改革と国保の都道府県単位化が進められている。
しかし、国の財政負担を大きく増やさない限り、国保の構造的な矛盾による課題解決は見込めない
ことは、明白である。H27年には財政基盤の強化のために計3400億円の国費が、投入されたもの
の、協会けんぽ根拠率保険料水準にするには、1兆円の財政支援が必要と言われている。

◎2024年度には、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援の観点から、出産時の保険料負担の軽減、
2022年4月からは未就学児の均等割り軽減し度を導入した。

また、2024年からは、子どもの医療費助成に伴う減額措置が、こども未来戦略にもとづいて廃止さ
れた。

◎保険料水準の統一化と法定外繰り入れの解消について

・保険料水準の統一は法的には、困難。市町村が担う医療費適正化、収納率の向上、資格適用の適正
化といった保険者機能を喪失し、国保財政を一層厳しくする。・公的医療保険制度における民主的運
営を否定するもの。→現在の制度では、保険料完全統一はできない！

◎マイナンバー保険証の一体化

・マイナ保険証の様々な不具合の中、マイナ保険証の普及に向けた取り組みを加速させようとして
いる。マイナ保険証の利用率は、2024年2月時点で、全国平均が4.99%、栃木県は5.7%となっ
ている。

・問題点として、①取得選択が自由なマイナンバーカードを取得しないもの、事情があって取得で
きていない高齢者や障がい者、乳幼児等を公的医療制度から排除あるいは不利益を受ける可能性
がある。②オンライン資格確認システムが機能していない。③中間サーバーデータが保険医療機
関のレセプトコンピューターに正しく反映されない。など、いくつかの課題が解決されないまま
である。

まとめ

国民会保険制度を支える国民健康保険制度の抱える財政上の課題は、国費の投入を引き上げていく以外に道はないということは、明らかである。よく、国保を助け合いの制度という人がいるが、日本の国民皆保険制度は社会保障の一環であるという位置づけであり、構造上の問題でも明らかなように、低所得者が多いのも当然である。払える程度の国保税額に抑え、福祉的な観点から国費投入額を増額するしかないと考えるのは当然の発想であろう。

国保の現状と課題が明確になった学習会だった。

政 務 活 動 実 績 報 告 書

令和 6 年 8 月 25 日

会派名 日本共産党
代表者名 福田久美子

(報告者) 議員氏名 原 ちづる

実 施 日	令和6年 8月18日～8月19日
調 査 地 又 は 研 修 会 開 催 地	東京都三鷹市
調 査 研 究 項 目	市町村財政分析基礎講座
調 査 研 究 概 要	
1、開催日時 2024年8月18日～8月19日 2、開催場所 東京都三鷹市市民共同センター 3、主催者 NPO 法人 多摩住民自治研究所 4、研修会の概要および講師 1日目 第1講 議員・市民が財政を学ぶ意義 講師 目黒重夫(元府中市議会議員) 第2講 財政収支はどうなっているか? 講師 石山雄貴(鳥取大学准教授) 第3講 歳入の仕組み 2日目 第4講 歳出の仕組みを考える①性質別歳出 講師 菊地稔(名寄市立大学講師) 第5講 歳出の仕組みを考える②目的別歳出 第6講 指標を用いた振り返り 第7講 グループワーク及びまとめ 5、まとめ 財政については、特徴的な用語や見方がむずかしいものも多く苦手意識があり、何とか克服したいと考えていた。 この講座は参加者各自が各々の自治体の決算カードの数字を書き込みながら、決算カードの見方、活用の仕方等を学んでいく方式で、どこに注目すべきかが分かった。また繰り返しテキストに書き込みをしていく中で、用語にも慣れていった。グループワークで他自治体の議員の方や市民として参加されている方のお話を聞けたことがとてもよかった。それぞれの自治体の特徴や、問題点、注目して	

いる点を聞き議論できたことは財政分析の学習と同じくらい、重要な経験となった。

間もなく今年度の決算議会が始まるので、さっそく実践できるタイミングでの学習会受講ができたので、しっかりと生かしていきたいと思う。

政務活動実績報告書

令和6年8月30日

会派名 日本共産党

代表者名 福田久美子

(報告者) 議員氏名 福田 久美子

小室 かな子

実施日	2024年8月5日～8月6日
調査地又は 研修会開催地	都立多摩図書館セミナールーム
調査研究項目	第53回 議員の学校 公営施設の複合化・民営化を考える
調査研究項目	
開催日時 2024年8月5日～8月6日	
開催場所 都立多摩図書館セミナールーム	
調査内容 第53回 議員の学校 公営施設の複合化・民営化を考える	
講師 ・自治体民営化の動向…公共施設の指定管理や民営化制度の運用と問題点 講師 尾林芳匡（弁護士） ・公共施設再編と自治体財政…自治体政策の最大の課題。先進自治体の事例を参考に学ぶ 講師 森 裕之氏（立命館大学教授） ・市町村の高齢者対策…認知症、貧困化、孤独死などからどう高齢者の権利を守るか。 講師 石川 満氏（元日本福祉大学教授）	

報告者 小室かな子

ゲスト講演 自治体民営化の動向… 公共施設の指定管理や民営化制度の運用と問題点

講師 尾林芳匡（弁護士）

自治体民営化の動向

我が国の自治体民営化のあらましを時系列を追って知る。地方自治体・独立行政法人・営利企業・NPO 法人へと移動する事に自治体の管理下から手は離れ、企業に税金が流れていく。企業は利益を上げる必要があるため人件費の削減を行う。民営化が進むと消費購買力・所得税が減少、利益は本社へと流れる。PFI 導入を巡る問題や、PFI を止める事例の紹介があった。

- ・愛知県小牧市「公立図書館に指定管理者制度を適用することは制度的に矛盾がある」。
- ・直営に戻した図書館は13県・14図書館に上る。
- ・茨城県守谷市では「民間企業委託では経費削減を優先して専門知識を持つスタッフ確保困難」。

上記以外にも学校給食センターの調理民間委託を断念や、公立行院の民営化は地域医療にshaw寄せがくるとして、「直営を維持」しているところもある。

- ・自治体の公共サービスの民営化を考える視点は5つの視点が必要である

公共サービスに

1 専門性・科学性、2 人権保証と法令遵守、3 実質的平等性、4 民主性、5 安定性が必要

- ・再公営化の結果として起きた地域社会へのプラスの変化

自治体と公的セクターが財政支出を削減できた。

労働者の仕事環境や労働条件が向上した

サービス運営の透明性や民主的なコントロールが向上した

電力セクターなど気候危機への積極的な対応 などがある。

- ・英国では PFI は終焉の公約である。

まとめ

公共施設を民営化に向けていくと、そこで働く労働者の賃金は利益を出すために下がり、地域経済の循環に影響が出る。民営化にすることで不利益を受けるのは結局のところ市民である。それは自治体財政のことや労働者の権利、生命や文化に関わることなど多面的になる。財政負担が軽くなる反面、公共性や専門性、安定性はどうなるのか。現在の導入状況や今後の指定管理者制度導入の際に注視したい。

報告者 小室かな子

集中講義 公共施設再編と自治体財政…自治体政策の最大の課題。先進自治体の事例を参考に学ぶ

講師 森 裕之氏（立命館大学教授）

議会の2つの役割、今一度確認。人口減少になっているという事実を直視すること。公共施設等のマネジメントの流れを把握する。人口減少、老朽化、財政ひっ迫のなかでは公共施設などの削減は合理的であるが、地域で暮らすさまざまな住民の生活には公共施設などが不可分なものとして組み込まれている。コミュニティからみた場合の合理性について考える必要がある。すなわち真に適切な公共施設等マネジメントはなにか、を考える必要がある。

住民生活の向上には公共施設が多いほど住民の生活水準は量的・質的に向上するが、財政負担は増大する。維持管理費（人件費・委託費・光熱水等）、修繕費などである。それは一般財源から歳出されるため自由度が減ってしまう。

英国会計検査院の報告書によれば、PFIによる建設費は直営よりも高くなる傾向と発表した。

英国財務省は今後の新規案件に対してはPFIを用いないことを表明した。

まとめ

自治体の運営を委ねられている議会と行政は住民のサービス維持と財政の持続可能性の両方に責任がある。人口減少、老朽化、財政ひっ迫の状況において、財政のあり方を真剣に話し合わなければならない。それは、住民を含めた話し合いも必要であるということだ。財政の仕組みを理解し住民サービスと財政の両方から議会と行政で議論を深めていく必要があると学んだ。

報告者 福田久美子

シリーズ講義(3) … 「市町村の高齢者政策はどうあるべきか」

講師：石川 満氏 「議員の学校」学校長

元日本福祉大学教授・多摩住民自治研究所理事

憲法及び老人福祉法の規定から再確認しながら、高齢者が個人としての尊厳が軽んじられているのではないかという現状を次の視点から見ていく。

1. 高齢者の生活実態を国民生活基礎調査、生活保護、年金、家計調査、人口推計から分析。
憲法においては、「すべての国民は、個人として尊重される。」など第13条、第25条における生存権。老人福祉法では老人の福祉に関する原理と、老人が多年にわたり社会の進展に寄与してきたものとして、その尊厳を大切にすることが基本理念と規定されている。
その原点に立って、現状を見たとき高齢になるほど貧困率が高くなっており、それは国民年金平均受給額 56,428 円で、毎年少しずつ減少している現状をみれば一目瞭然である。
2. 認知症高齢者と市町村について、出現率、認知症基本法から。
3. 高齢者虐待の実態についても虐待件数、基本法、高齢者虐待防止法から見る。
高齢者虐待の通報は年々増加傾向にあるが、一方で、認定(判断)件数は横ばい。ソーシャルワーカーなどの専門家が圧倒的に不足していることや児童虐待、障がい者虐待と虐待に対する横断的な組織の検討が必要。
4. 介護保障の観点から、介護事業者倒産件数や、介護人材確保の観点から考察する。
介護職員の必要数は、2026年には約240万人、2040年には272万人。現状215万人なので57万人をどう確保していくのか？返還免除型の奨学金制度の活用を広げることも効果的か。
高齢者向け住宅では、住宅型有料老人ホームやサ高住の整備が進められたが、要介護3～5が、3割から5割を占めている。こうした事業者は、介護保険報酬の仕組み上、外付けでサービス提供をした方が利益が上がるため、利用者に対する囲い込みや過剰サービスの原因となっている。
高齢者向け施設・住まいにおけるサービス提供の在り方を大きく会える必要がある。
こういった課題からも、今後は、介護保険内での多様な高齢者の住まいが必要になってくる。
長野県の阿南町や泰阜村など中山間部では在宅サービスが、不足していることもあるが、生活支援ハウスの整備を進めている。生活支援ハウスを利用できるのは、おおむね65歳以上の一人暮らしの方で、独立して生活することに不安のある方。身の回りのことがある程度自立して生活できる方。終の棲家として、高齢者も障がい者の丸ごとサービスを提供していく場となっている。

(まとめ)

高齢者のお尊厳を最後まで守ることのできる介護保険にしていける必要性を改めて実感した。また、介護保険サービスだけでは当然日常サービス全般の援助はできない。これらがで

きるような地域づくりをどのように進めたらよいか、これこそが議会と自治体の役割であると認識した。

高齢化が一層進展し、医療費や介護費はますます増加することは明白。年金が増えない中で、高齢者のくらはますます厳しくなるだろう。これ以上の負担増を迫るのは、極めて過酷と言える。

こうした課題にどのように対応していくのか、これこそが政治の責任であり、自治体と議会に問われている。

政務活動実績報告書

令和 6 年 8 月 31 日

会派名 日本共産党

代表者名 福田久美子

(報告者) 議員氏名 原 ちづる

小室 かな子

実 施 日	2024 年 7 月 20 日～7 月 21 日
調 査 地 又 は 研 修 会 開 催 地	横浜市鶴見公会堂 サテライト会場 横浜市健康福祉総合センターホール、横浜市立大学 金沢八景キャンパス
調 査 研 究 項 目	第 66 回自治体学校 憲法がいきる 地方自治の発展へ向けた 学ぶと交流
調査研究項目	
開催日	2024 年 7 月 20 日～7 月 21 日
開催場所	横浜市鶴見公会堂 / サテライト会場 横浜市健康福祉総合センターホール、 横浜市立大学 金沢八景キャンパス
調査内容	憲法がいきる 地方自治の発展へ向けた 学びと交流
主催	第 66 回自治体学校実行委員会
講演者	【基調講演】 地方自治と地域 これからの 1 年を考える 講師 中山 徹 (自治体問題研究所理事長・奈良女子大学名誉教授) 【記念講演】 紛争地、被災地に生きる人々の声 ― 取材から見えてきたこと 講師 安田菜津紀 フォトジャーナリスト 認定 NPO 法人 Dialogue for people 副代表 【分科会 3】 コロナ後の持続可能な地域づくり 助言者：関 耕平 (島根大学教授) 【分科会 6】 自治体民営化のゆくえ―「公共」の変質と再生 助言者：尾林 芳匡 (弁護士)

【基調講演】 中山 徹 氏

I 自治体を巡る状況の把握

1 国政の動向 —安保法制

・2015年「平和安全法制」の名のもとで専守防衛能力をつけ、敵基地攻撃能力を持つために従来の防衛予算では足りない。

・防衛予算を5年間でGDP比2%に増額を決定（閣議決定であり、法律ではない）

2 社会保証改革

社会保障改革という名であるが、実態は高齢者を中心とした社会保障の切り捨て。国民向けの予算削減を大幅に削減した。

・例）2027年から第10期介護保険事業計画が始まるが、介護保険料の値上げや本人負担の引き上げが話題になっている。

3 構造的賃上げ

岸田内閣のトップバッターであるが構造的賃上げどころか、24ヶ月連続賃金低下。構造的賃下げが起こっている。

4 自治体の動向—国の政策を無批判に受け入れ

地域の活性化を狙って国の出す交付金を少しでもたくさんとって自治体活性化を進める自治体が多いが、一方で国が進めているのは社会保障の削減だ。

国と一緒に公共施設の統廃合や民営化・民間委託、市民向け施策の削減を進めている自治体が多い。公立の小学校・保育園も減り、少子化対策を謳っているのに地域から小学校や保育所がどんどんなくなっている。行政職員数が減り、非正規職員が増えている。

市民向けの施策を減らし、非正規職員を増やして賃金を引き下げる行政が、民主的な行政運営をしているのだろうか。

II 地域と市民生活はどうなるのか

1 地域から平和・安全が奪われる

戦争できる国づくりが着々と進んでいる。

沖縄や九州を始め全国的に基地の再編強化が進んでいる。日常生活においては、民主主義に対する規制を進めていくわけであるため、地域のまちづくりを考えていく上でも大きな問題が起きる。

2 暮らしの基盤が崩壊

日本は先頭になって再生可能エネルギーを使って温暖化を防ぐことが求められている。

現に、温暖化が止まらない。その影響は自然災害として現れる。阪神・淡路大震災や、能登半島地震があったが教訓を導いていかなければならない。

圧死は未だにあり、避難所の状況も何十年も変わらず、水道の耐性化も言われ続けている。

建物倒壊を防がなければならないのに耐震回収を個人任せにしていることが繰り返されている。

能登半島地震は、3市3町のうち、2市2町が平成の大合併で出来た自治体。職員数が減り、元役場は出張所になった。様々な対応が遅いという指摘はこの間の政策が災害に脆弱な地域を作り出したのではないか。

したのではないか。

6月21日閣議決定「創造的復興」は復興というより地方の集約化・過疎地の集約化である。災害をかたった地域潰し以外の何者でもない。

3 新自由主義的な政策で地域と暮らしが破綻

- ・雇用の不安定化と賃金の低下
- ・実質賃金の推移は国際比較でみると日本だけ伸びていない。
- ・かつては、働けば正規職員だったが今は非正規職員が3割、女性は半分以上が非正規職員。これでは市民生活は安定しないし、地域経済は回らない。
- 一方、防衛費は2022年から一気に増えている。
- ・安倍内閣時に防衛費はGDP1%の枠があったが、その枠を取り払ったためだ。
- これだけ増やそうとすれば、増税するか社会保障や教育予算を減らすしかない。

4 地方自治体の縮小

- ・地方自治法が改正されて、今再び地方自治が後退している。
- 現行の憲法に地方自治が明記され、自治体と国は対等平等の関係である。
- しかし、自治体と国が対等だといっていたら戦争準備ができないため、今回の地方自治法の改正は戦争できる国づくりと一体のものである。
- ・デジタル化が進んでいるが、地域の医療・福祉をどうするかは自治体が計画を作っていた。しかしデジタル化は事業規模が大きくなればなるほど企業が計画を作りをやっている。
- 究極のアウトソーシングになりかねない。

Ⅲ 今、必要な自治と公共の再生

1 国の政策から地域、市民生活を守る

自治体は国の政策から地域、市民をまもるという本来の役割を今こそ発揮すべきである。

自治体は国の下請け機関ではない。住民福祉を向上させるのが最大の仕事です。

2 公共性の再生 民営化で市民生活は守れるのか

介護保険 各種サービスを作るのは行政の役割。必要なサービスを本来は行政が確保すること。

公営住宅 公営住宅を削減しながら、民営住宅に委ねていくのは本末転倒

障害があっても、高齢になってもその地域で暮らせる地域を作っていけるよう、

そういう地域をどうつくっていくのか、行政が真剣に向き合うべきだ。

教育における公共性の再生

教育は行政からの独立である

- ・教育委員会は行政から独立した存在である。

いま、必要なのは図書館や公民館など社会教育施設における市民参加の保障だ。

3 地域経済における公共性の再生 — 循環型経済の確立

大型公共事業やインバウンド頼みではなく、地域経済を活性化させるには地域でどれだけお金が循環するかにかかっている。市町村が中心となって事業者と一緒に地域で安定した雇用の確保、必要な人材の確保、地域でお金を回すための仕組みをどう作っていくか考えるべきだ。

4 まちづくりにおける公共性 ― 日常生活圏の整備

コストだけで公共施設の統廃合を決めてはいけない。公共施設は市民が生きで行くために不可欠なもの。

5 開発、インフラにおける公共性の再生

鉄道やバスの維持は市民の権利。公共財です。たとえば、公園管理の維持も民間企業にまかせているところもあるが、公園は緑地、緑の空間として重要なところ。そこを商業施設を作るために木を伐採してはいけない。

市民生活にとって必要な公園や水道を民間に委ねてよいのかどうか、真剣に考える必要がある。

自治体の再生のカギは

自治と公共性の再生の要になるのは、自治体の再生。

民営化ではなく、区役所や支所、出張所の機能を拡充し、行政権限を地域へ分散し、身近な単位で市民参加を進めること。

市民が議会を身近に感じるよう、女性や若者の議員を増やしていくことが、自治や公共性を再生していく要になる。

まとめ

国政の動向は、防衛予算を5年間で対 GDP 比2%に倍增することを決めた。一方で、社会保障の改革では高齢者を中心として国民向けの予算を削減している。

地方自治では行政の職員の半数を占めるのは非正規職員である。会計年度任用職員は1年ごとの契約で来年どうなるかわからない中で、市民生活を第一に考えて仕事など出来ない。市民向けの施策を減らしながら、職員の賃金を引き下げをしている。

都市部の人口一極集中、合併、地方の人数減少は災害時に弊害が浮き彫りとなる。

地方を変える主体は市民である。市民が地方自治を変えるためには、投票率が上がる必要がある。杉並区長の選挙を例に出し、いままで投票に足を運んでいないひと、だれがやっても同じだろうと考えている人々、とくに若者と女性の投票率があることで政治を変えられることの展望を示していた。

地域に住む住民の福祉優先にするには、国の言いなりになってはいけない。地域経済を支えるのは公的機関で働く住民、地域の中小業者などを中心に安定した雇用と賃金、地域に根ざした対策が必要である。国の示す施策を鵜呑みにせず、住民にとってなにが必要かを見極め、地方自治を国の下請けにさせない努力が必要となっていると考えさせられた。

記念講演

(報告者 小室 かな子)

紛争地、被災地に生きる人々の声 ― 取材から見えてきたこと

講師 安田菜津紀 フォトジャーナリスト

認定 NPO 法人 Dialogue for people 副代表

講演概要

シリアやウクライナの過酷な状況や、陸前高田の被災者の写真紹介や出会いの話を聞きました。戦地の子どもたちは、「私達がなにかしたのか」「私達を忘れないでほしい」と言っていました。陸前高田の子どもたちの小さかった頃と大きくなったときの写真を比較で見せてくれましたが、どちらも仮設住宅の前でした。年月は経ってもまだ、仮設で暮らしている方々がいる。忘れてはいけないことが、現実にある。

まとめ

その地で生活をしている人を忘れてはいけない。
戦地の話であれば他人事で終わらせるのではなく「あなたは思う？」を聴いてほしいとの投げかけに心揺さぶられる話でした。

分科会3 コロナ後の持続可能な地域づくり

報告者 原 ちづる

助言者 関 耕平(島根大学)

・コロナ前・後で何が変わったのか

- ① コロナで変わったこと、変わらなかったこと
 - ② 経済的価値に振り回される社会のあり方を転換できるか
 - ③ エッセンシャルワークとブルシットジョブ
- ・コロナ後の「持続可能な地域づくり」のポイントを考えよう

- ① 「一斉休校」と地方自治
- ② 公衆衛生と地域医療、公共部門の再生と充実による生活機能維持
- ③ 「共助」の実践から「公助」への昇華
- ④ 持続可能な地域づくりの哲学(生態系といのちの営み)を地域から磨き上げる

気候危機、戦争、パンデミックの三重苦に直面する人類社会

→コロナは転換点になったのか…まだ結論を出すところまでは来ていないが、転換できなかった(後戻りした)ところも多いのでは？

3. 11で戦後から災後になった？→実際は日本における原発回帰とドイツの脱原発という流れになっている。

気候危機…人類社会の適応が真剣に議論されている。2030年が分岐点

「人類全体の危機」だが「平等に」被害が存在するわけではない。生物的弱者や社会的弱者への環境被害の集中→社会運動の重要性が高まっている

→ワン・ヘルス(地球・人・動物のそれぞれの「健康」をひとつのものとする考え方)

ex)野生生物の生息環境の破壊→新興感染症→抗生剤の多用→薬剤耐性菌の出現

→新自由主義による「いのちの営み」の軽視←新自由主義…持続不可能な社会を招いた「貨幣価値」(儲け)重視社会のもろさと「使用価値」の強さ

ex) コロナ禍で学生を救った食料支援・昭和恐慌時の山村地帯…市場に振り回されない、現物が一番強い＝使用価値を重視した社会の「強さ」

→「使用価値」と「いのちの営み」に基づく社会を地域からつくる→市場に振り回されない社会へ…秋田県藤里町 こみっと事業→まちづくりとしての「福祉」

プラチナ人材バンク

「根っこ」ビジネス

…切れ目のない地域福祉の充実に向けた動きが「地域づくり」そのものになっている！

→既存制度の隙間をなくすことへの意識的な取り組み

「小さな拠点」と「共助」をめぐって

島根県南町の取組→蓮見地区における小さな拠点の特徴

- ・住民合意形成を重視し、5年間という長期にわたる事業であり、年度をまたいだ予算執行が可能で柔軟な制度設計(県政府支援)
- ・公共部門による実施を予定・地域運営組織に対してすべてを委託し任せるのではなく、町行政が直営で実施する事業を設定し切り分けている。
- ・住民の意思決定によっては邑南町が実施：「共助」任せでない
- ・地域が必要とする生活機能のうち、地域運営組織はどこを担うかなど「小さな拠点」のあり方全体について、住民の選択決定が尊重される

⇒結論「生態系といのちの営み」にもとづく地域づくり

- ・社会保障充実によって外需重視型の新自由主義に対抗した内需に基づく日本経済の途を切り開く
- ・同時に介護・福祉・医療という回路を通じて、地域経済に資金を還流して地域再生・地域内経済循環を生み出す
- ・「共助」の実践を積み重ねながら行政に問いかけることによって「公助」へと高めていく
- ・「食」を通じて「生態系といのちの営み」を基軸とした日本社会形成へ

分科会

2024年7月21日(日)

報告者 小室かな子

自治体民営化のゆくえー「公共」の変質と再生

助言者 尾林 芳匡(弁護士)

研修概要

我が国の自治体民営化のあらましや制度の相互関係、経済的な特徴を把握。

・地方自治体から地方独立行政法人、営利企業へと離れるにつれて職員の働き方や賃金などが変わってくる。

・民営化が進むと消費購買力・所得税収が減少し、利益は本社へと流れることになる。

・PFIの問題を知ることによって自治体と立場の後退、大企業との癒着(長期間契約の莫大な利益)、事故等の損失負担や、結局は自治体の経費負担増大になる。

・相次ぐ法制があり、国は民間やPFIにすることでお金の援助をしている。しかしPFI導入をめぐる問題やPFIを止める例が相次いだ。

・指定管理者制度や、PFIなどは税金が企業へと動くことになること。人件費削減による不利益は市民へ及ぶことから住民を巻き込みながら、市政運営を考えなければならない。

まとめ

経費削減をするには人件費削減を考えることになる。ここでしか削減できる場所がないからだ。しかし、人件費を削減したことで実際の不利益を被るのは税金を収めている市民である。目先に飛びつく経費削減ではなく、市民の命や生活、地域全体の経済効果、市民の所得まで気を配らなければならないと考えさせられた。議会で活かしていきたい。

政務活動実績報告書

令和7年1月29日

会派名 日本共産党

代表者名 福田久美子

(報告者) 議員氏名 原 ちづる
小室 かな子

実 施 日	2025 年 1 月 27 日～28 日
調 査 地 又 は 研 修 会 開 催 地	TKP 神田ビジネスセンター
調 査 研 究 項 目	2025 年地方議会議員政策セミナー
調査研究項目	
1、開催日時 2025 年 1 月 27 日～28 日 2、開催場所 TKP 神田ビジネスセンター（東京都千代田区神田美土代町 3-2 神田アベビル） 3、主催者 （株）自治体研究社 4、講師 全体会企画（初日） 別紙参照 1）「2025 年度政府予算案と地方財政対策のポイント解説」 平岡和久（立命館大学教授） 2）「能登半島地震から1年-南海トラフ地震などの備え-」 室崎益輝（神戸大学名誉教授） 2 日目企画（選択制） 別紙参照 1）基礎講座、2）セミナーA	

2025年1月27日 全体会 (報告者 小室かな子)

2025年度政府予算案と地方財政対策のポイント解説

講師 平岡和 (立命館大学教授)

研修会概要

2024年度政府予算と地方財政をめぐる問題の状況を確認した。

「石破内閣は軍拡予算の継続・拡大を行い、経済安全保障の推進を含め戦争準備を進めていることが危惧され」ている。「子ども子育て支援加速化プランの2年目に移行していくが加速化プランなどの政府の対策や予算は不十分である。しかも防衛費拡大や加速化プランの財源を確保するために社会保障関係費の自然増を抑制するとともに、地方一般財源総額実質水準ルールを踏襲している。」

2025年度 政府予算案のポイント

・予算規模は過去最大、軍拡予算（防衛費関係は過去最大 8.7 兆円）、社会保障関係費・教育関係費の抑制、税制改正。

2025年 地方財政対策ポイント

- ・地方財政の健全化（財源不足の縮小、臨時財政対策債費ゼロ、交付税特会の残高減少
- ・地方歳出は給与関係でプラス0・8兆円
- ・地方一般財源総額 地方一般財源は交付団体ベースでプラス1兆535億円
地方交付税+臨時財政対策債はマイナス1640億円
- ・地方債 臨時財政対策債はゼロ
- ・地方交付税 普通交付税、特別交付税（例；複数団体による公共施設の集約化・複合化に対する特交措置の創設など）
- ・国庫支出金 地方創生新交付金 2000億円

自治体予算に関わる留意事項

- ・各自治体の予算案において、物価上昇や人件費像への対応への上乗せが適切に計上されているかチェックすること
- ・集権主義的改革、あるいは国・地方統合化改革への傾斜

自治体予算案のチェックポイント

- ・予算と決算との乖離に注目
- ・人件費や物価上昇を適切に経費に入れ込んでいるか
- ・予算案の各事業が総合計画や各種計画にもとづく施策上の位置づけと財源をチェック
- ・予算案の各事業が住民の状態とニーズおよび地域経済・産業の状態やニーズを的確に把握したうえで実効性を確保しているかチェック
- ・国の対策とその財政措置に対応する場合、住民の人権保障や地域サステナビリティの観点

からチェック

- ・ふるさと納税への依存度チェック（都市自治体においては税源喪失）

まとめ

各地方自治体で行われている学校給食費無償化やこども医療費の援助などは、単独事業の一部に地方創生臨時交付金や臨時財源が使われていることもあった。しかし、来年度は臨時財政対策債はゼロのため、当てにならない。決算と予算の乖離や、必要な経費が組み込まれた予算になっているのか注視したい。

また、交付税を取るために住民置き去りの統廃合などにならないようチェックすることが必要だと学んだ。

研修概要

2 2025年1月27日 時間～時間 (報告者 小室かな子)

能登半島地震から1年 ～南海トラフ地震などへの備え～

講師 神戸大学名誉教授 室崎 益輝

研修会の概要

2024年1月1日に発生した能登半島地震と能登半島豪雨は過酷な被害と引き換えに地域防災と自治体防災の根幹にかかわる重要な課題を突き付けている。

災害1年の節目にあたり、被災と復興を総合的かつ複眼的かつ自省的に検証し、今日と明日の課題、ローカルとグローバルの課題を明らかにし、減災に努めなければならない。

災害の事態に応える

地球沸騰化を含む災害の進化に応える自治体防災の進化が必要

公衆衛生・連携共同・個別対応・最悪想定・地力醸成

危機管理―

事前のリスクマネジメント

*現代社会の危険性を正しく捉え、地震予知と被害想定に限界を知る

事後のクライシスマネジメント

想定外を事後対応でカバーする 臨機応変、拙速要諦、補鎮残心、連携共同

事後対応力を事前に磨いておく―応用力の研鑽と連携力の習熟

形式的マニュアル主義からの脱却

減災戦略―

大きい自然に小さな人間が向き合うには、被害の引き算を、足し算の対策で図るという

「減災哲学」による総合的な対策体系が欠かせない

*ゼロリスクを追及しない・技術で抑え込もうとしてはいけない

アメニティ+コミュニティ+サステナビリティ=セキュリティ

*応急中心の「地域防災計画」を改める

自立協働―

他者依存的な助け合いを排して、自立を基礎としたネットワークや協働を目指す

*いつも外から支援が来るとは限らない・・広域応援の限界性

・地区防災計画の充実と強化・地域密着型の専門家の育成と配置・多様な担い手が参加するブリッジ型組織(学校も事業所もNPOも参加する)

市民主体―

災害を受けるのも災害を防ぐのも「市民」である

市民主体の考え方に基づいて、市民参画型あるいはボトムアップ型の防災の体制づくり

に心がける

・市民参画型の防災態勢・市民主導型の復興計画・市民福祉型の防災組織

外部受託

もたれあいや他者依存になってはいけないう困ったときはお互い様。外部からの援助を積極的に受け入れる必要がある。

受け入れのための、日常的な関係作り・窓口設置や受け入れのための環境整備もはかる。

まとめ

被害が起きた場所の人口密集度、家屋の状況、道路状況などを迅速に把握することや、コミュニティの崩壊にならぬよう気配りも必要となる。復興後の市や町の形については市民の意見を聞きながら行うことは必須である。

2日目 講座

(報告者 小室かな子)

自治体財政を身近なものに 一楽しく学んで議員力をアップー

講師 内山 正徳

研修会の概要

議案の適否の判断や、住民要望実現に向けた政策を提案する上で財政の仕組みや町の財政の特徴を理解しておくことは必須条件だ。

まちの財政は市長村長や特別な人のためのものではない。主権者である住民の健康で文化的な生活、いのち・くらし・なりわいを支えるものである。

1 日々の暮らしと自治体の仕事

*まちの財政を知ること、住民の切実な願いがなかなか実現しないのか、国の財政とどんな関係があるのかがわかる

*まち（行政）の側も、わかりやすい情報提供や、住民が財政を勉強できる機会（公民館講座や出前講座など）を設けるなどして、財政に関心をもつ主権者を育てることが必要。

2 まちの財政を知るにはどんな資料があるのか

*まちの広報誌 予算は4月、決算は10～12月ごろに掲載される

*予算書・予算審査資料、決算書・決算審査資料、監査委員の決算審査意見書、統計書、総合計画書、議会の会議録、まちの財政状況（年2回公表）

*基礎的資料→地方財政状況調査表（決算統計）、決算カード、類似団体比較カード、財政状況資料集

→主権者である住民にきちんとわかりやすく情報が公開・提供されることが大切。

3 用語や数字と仲良くなる

*決算カード上部の人口について 国勢調査人口≠住民基本台帳人口

*「一般会計・特別会計」「普通会計・公益事業会計」という区分など、用語について 総務省の資料を使用して学ぶ

4 基礎的なしくみを理解する

1) 国と自治体の関係

・地方交付税＝自治体間の財政不均衡を調整し、財源を保証する制度

地方交付税は一般財源（自治体が自由に使えるお金）

・臨時財政対策債：基準財政需要額が増えたことによって地方交付税が大きくなる。

しかし、国の財源が間に合わない場合、それを自治体が臨時財政対策債として借金をしている。この借金部分のちに国が返済を行う。

2) 予算・決算について

「予算は政治の鏡」と言われる

予算は市町村長しか編成できないが、決めるのは議会。

・まちがどのような行政施策を実行しようとしているのか、住民要求は反映されているか、特定の人や企業利益を優先させる内容なのか、国の言いなりになっていないかチェックが必要だ。

財政民主主義

財政民主主義を担保することが大切なため、予算は一定の原則に沿って作られる。

* 単一予算主義の原則

収益性や独立採算性の原理が自治体財政にも入り込んでいるため、一般会計と特別会計がある。

予算編成方針

経済動向、国の動き、総合計画、市長村長の選挙公約などを踏まえて8月～10月頃に作成される。各課での予算要求書作りにおいては、関係する住民や団体の要望を把握し、予算要求に反省させることが必要。

* 予算案は予算原則により議会の議決が必要。議会では常任委員会や予算特別委員会の審議を経て本議会で議決する。

・住民の願いを実現するためには、特に予算に反映させるためのタイミングと、声を上げていくことが重要である。

実践

自分の自治体の決算カードで、数字の意味などを学ぶ

まとめ

決算カードを見えることで自治体の状況がわかる。

自由に使えるのが一般財源である。

経常経費充当一般財源等計欄にある経常収支比率が高いほど、新規のことにあてられなくなる事が懸念される。

自治体の住民生活や福祉は財政運営のやり方次第で変わってくことを学んだ。

予算や決算の歳に財政面からも指摘できるよう力をつけたい。

2日目 2025年1月28日 (報告者 原ちづる)

セミナーA 「学校給食無償化と有機農業・有機給食」

朝岡幸彦 (東京農工大名誉教授、白梅学園大学特任教授)

なぜ公教育は無償？

教育基本法や学校教育法で定められている

給食は…教育の一部(食育)と考えられる⇒無償であるべき

※学校給食法・・・「食材は保護者負担」とあるが→→自治体等が全額補助すること
も否定されないことが確認されている

止まらない物価高

給食の量・質の問題

多くの学校が値上げ…保護者負担増⇒無償化の流れは大きく強くなっている

有機食材による給食はどこまで可能か

(法制上の措置等)

政府は有機農業の推進に関する施策に必要な法制上と財政上の措置を講じなければならない

(推進計画)

都道府県は有機農業の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない

現在は有機栽培等…8.1%

特別栽培等…14.9%

エコファーマー…16.5%

慣行栽培…56.9% となっている<R3年度食料・農業・農村基本政策企画
調査>

だが、ここ数年で有機への関心は大きくなっている。

→給食と組み合わせて考えることによって、どちらにも良い影響があると考えられる。

報告1「食料・農業政策における学校給食の無償化とアグロエコロジーの取り組みの意義」

長谷川敏郎(農民連会長)

食と農の危機を招いた農業政策の失敗

食料自給率…1960年は80%→現在38%、穀物は28%!

市場原理だけが物差しとなり、2000年から20年間で基幹的農業従事者240万人→136万人 販売農家数234万戸→103万戸

農産物輸入は7兆591億円から13兆4,224億円へほぼ倍化

・「国民の主食に責任を持たない」自民党政治・・・日本でコメの生産・供給全体に責任を持つ期間はどこにもない!!!

学校給食…1976年から米飯給食始まる

2005年食育基本法制定→2009年学校給食法も食育を中心に改定…安全で豊かな給食をという運動盛り上がる

子どもの異変と貧困の問題

子供の心身の異変と輸入農産物と加工食品との関係ははっきりと解明されていないが…貧困はコロナ禍を経て拡大。今や6人に1人の子どもが1日3食をまともに食べられない⇒給食の質、量の重要さが増している!

農業もアグロエコロジーへ

アグロエコロジーとは生態系のなかで営む農業本来のあり方。持続性、永続性。

日本農業がアグロエコロジーへ転換していくためにも学校給食などの公共調達が大きな役割を果たす。

農業、給食(こどもの健康な体作り)に大きな役割を果たすために国が責任を持つべき

報告2「千葉県における学校給食の無償化と地産地消の取り組み」

長平弘(農家・千葉県食健連事務局次長・自治体問題研究所副理事長)

国の農政のもとで千葉県の農家、農村地域は将来に展望を失いつつある。

販売農家数 1990年～2020年で半減

森学校給食派の地産地消、有機・無農薬食材の活用が過疎化が進む農村地域の活性化のカギ

子どもたちの健康を育む

農家への励まし

「販路確保と価格保証」で安定経営

森いすみ市の経験と教訓

・地場の資源をいかした持続可能なまちづくりの探求と、その先頭に立つ首長の政治姿勢と判断、決断

・住民自治の尊重＝住民の声を活かした行政運営

・生産者や農業関係団体、行政の連携によって学校給食を通じて有機・無農薬農業が広がり、地域農業・地域経済の振興に発展していること。

千葉県における学校給食無償化の到達点と課題

・小中、特別支援公の完全無償化へ県と国も責任と負担を！

・学校給食は教育そのもの

→憲法上の教育を受ける権利と義務教育は無償

→学校給食法の改正が急務

報告3遊休農地対策と「ゆうき給食」の取り組み

宮島公香 松川町役場産業観光課農業振興係

遊休農地の増加が町の課題になっていた。

→2019年から一人一坪農園の推進から始まり、松川町環境保全型農業の推進

→学校給食への食材提供(実証圃場で栽培されたもの等)

2020年、町長も入った「松川町有機の里を育てよう連絡協議会」が発足

「松川町の豊かな自然や気候風土の保全・再生のために、環境保全型農業を推進するとともに、松川町産有機食材を活用した子どもたちの食事(給食)を推進し、もって松川町の農業振興と子どもたちの健康で豊かな食生活の実現に寄与することを目的とする」

松川町オーガニックビレッジ宣言(R5年)

持続可能な農業と有機給食の実現、遊休農地の活用、新しい担い手、子どもたちの食や農業への関心の高まり等が広がっている。

まとめ

給食無償化は「教育は無償とする」と憲法に定められていることが一番の根拠である。法律上も問題となる部分は見当たらず、早期実現が可能なはず。要はやる気次第なのではないかと思う。

そもそも国全体の教育予算が少ないことから、自治体等は予算確保が難しいことを理由に無償化に踏み切らないところも多いが、子どもたち＝未来への投資と考えるべきである。

宇都宮市では農業との関連付けが課題と感じている。「儲かる農業」という考え方のみでは、特にいざというときに市民の命や健康にかかわる「食」を守ることはできない。もっと視野を広げ遠い未来まで見据えた「持続可能な農業」を考えることが足りない部分と感じる。持続可能＝有機農業を広げるためにも学校給食との親和性に着目し、どちらも大きくしていくことが必要な時期に来ていると確認できる学習会であった。

政務活動 実績 報告 書

令和 7 年 3 月 22 日	
会派名 日本共産党 代表者名 福田久美子	
(報告者) 議員氏名 福田久美子 原ちづる 小室かな子	
実 施 日	2025 年 3 月 12 日
調 査 地 又 は 研 修 会 開 催 地	衆議院第二議員会館第 9 会議室 (環境省 国土交通省、防衛省合同)
調 査 研 究 項 目	P F A S 汚染についての聞き取り調査
調査研究概要	
1、環境省 国土交通省、防衛省より一括して報告を受ける (対応者) ◎環境省 水・大気環境局 環境管理課水道水質・衛生管理室 有機フッ素化合物対策室 室長補佐ほか 1 名 大臣官房 環境保健部 科学物質安全課 環境リスク評価室 室長補佐ほか 1 名 ◎国土交通省 水管理・国土保全局 水道事業課 水道計画指導室 課長補佐 ◎防衛省 地方協力局 環境政策課エネルギー班 班長 (経過) 2024 年 11 月以降、宇都宮市南高砂町の民間所有の井戸で、暫定指針値を超える有機 フッ素化合物 PFAS が検出されて以来、本市及び下野市、真岡市でも検出されたことから、国	

及び関係省庁のPFAS対策への考え方や自治体への支援等を聴取するため、塩川鉄也衆議院議員、野村節子県会議員とともに、説明を受けた。

事前に「PFAS汚染について」、次の内容について照会の上、3月12日に衆議院第二議員会館第9会議室において、環境省 国土交通省、防衛省合同で、聞き取り調査を行った。

(調査研究事項の概要)

調査内容……宇都宮市における国の暫定目標値を超える濃度のPFASが検出されている問題で関係機関の考え方、対応について。

- ア. 自衛隊による自主検査の方法と内容について（防衛省）
- イ. 宇都宮駐屯地の泡消火設備の撤去とその処理方法について（防衛省）
- ウ. 井戸水の検査方法について。基準値を超過した水源の井戸の500メートル四方を調べて、目標値以下ならそれ以上の調査は行われていない。汚染源特定ために範囲を広げて調査する必要があるのではいか。（環境省 国土交通省）
- エ. 水質検査と汚染源調査の費用負担について（環境省 国土交通省、防衛省）
- オ. 住民の安全や健康対策への補助について（環境省 国土交通省）

(調査結果)

- ア. 検査は、防衛省が検査機関に発注して行った。防衛省は昨年1月以降、全国の駐屯地に飲用水の検査を指示していた。当該駐屯地は、11月に検査はしていないが、井戸を水源とする専用水道から、市水道に切り替えていたことがわかった。R6年1月以降に検査を実施か？部隊で自主的に行っているので詳細は把握していないとのこと。
- イ. 具体的な処理方法については把握していない。R4年末までに処理は完了している。土壤汚染については調査していない。
- ウ. 河川・公共用水について、暫定目標値を超過しているところについて、対応の手引きを示し手それに従って、検査を進めている。継続して超過している場合は、汚染源の特定のための技術的な助言を行っている。
- エ. 既存の補助制度による。
- オ. 現状では補助はない。今後の課題としてとらえている。

なお、その後、宇都宮駐屯地の調査結果について、だれが、いつ、どのような内容で、連絡応報提供したのかについてあらためて、文書で回答を求め、次のような点が明らかになった。

宇都宮駐屯地内の検査で、井戸水から1リットル当たり112ナノグラムが、検出されたとの新聞報道が3月7日にあったが、県と市に対しては2月28日に口頭で説明していたことも明らかになった。11月に市の水道に切り替えていたことや、その後の事実経過から、検査結果を公表する以前から汚染を把握していた可能性が浮上している。また、福田議員の一般質問の3月5日には、市も報告を受けていたことも明らかとなった。

(まとめ)

住民の健康への影響や環境に対する認識が、欧米との比較では啞然とするほど低いことを改めて認識せざるを得ない。また、住民への情報提供のあり方についても、国任せにしておくことはできない。特に、自衛隊基地については、地域住民の命と暮らしを守る責任ある自治体としての役割が果たせるよう、今後も注視していきたい。

政務活動実績報告書

令和 7 年 3 月 28 日

会派名 日本共産党
代表者名 福田久美子

(報告者) 議員氏名 福田 久美子
原 ちづる
小室 かな子

実 施 日	2024 年 5 月 31 日
調 査 地 又 は 研 修 会 開 催 地	とちぎ地域・自治研究所
調 査 研 究 項 目	2024 年度年会費
調査研究項目	
1 開催日時 2024 年 5 月 31 日 (2024 年度会費 13,800 円×3 名分 計上) 2 主催者 とちぎ地域・自治研究所 3 会員としての実績と成果 とちぎ地域・自治研究所は 2002 年に設立され、全国の調査・研究、運動にも学びながら、「憲法と地方自治法の原則」原則に基づく「住民が主人公」を基本理念に、山積する地域や自治体の課題に的確に応えられるよう、広く各分野の研究所、議員をはじめ自治体関係者、そして県内各地で活躍されている地域住民運動の関係者と広く連携し、政策や運動に調査・研究活動に取り組んでいる団体です。 主な活動としては、調査・研究事業、学習・交流事業があります。 (1) 調査・研究事業重点テーマ ① 地域・自治に関わる資料やデータの収集、分析 ② 公共サービスの産業化、公共施設の統廃合、水道料金値上げなど、住民自治の充実の在り方。 (2) 学習・交流事業 ① とちぎ地域・自治フォーラム ◎テーマ「自治体の公共サービス再生」セミナー 栃木革新懇との携帯企画	

◎2024 年 1 月 26 日開催 とちぎ福祉プラザ

◎報告 1 「東京杉並区における住民参加の実践」

NP0 アジア太平洋資料センター共同代表 内田聖子 氏

◎報告 2 「栃木県における公共サービス民営化の事態と問題点」

とちぎ地域・自治研究所理事長 太田正 氏

◎テーマ「水道料金の値上げを考える」自治体研究者主催 市町村議会議員研修会

◎2025 年 3 月 27 日開催 ZOOM 開催

◎講義「水道料金値上げの根拠と論点」 太田正 氏（作新学院大学名誉教授）

◎事例報告「県水値上げに連動する市町村水道の動向をめぐって」林敏夫 氏（埼玉自治体問題研究所）

② 自治体問題研究所主催事業への参加

◎第 66 回自治体学校 in 神奈川、市町村議会議員研修会、地方議員政策セミナーへの参加

*上記のような研修会等への参加費については、会員割引があります。2024 年度は自治体学校・とちぎ自治講座、市町村議員研修会に参加しています。

*年会費には自治体問題研究所発行の月刊誌「住民と自治」の購読料が含まれます。

4 まとめ

地方自治体議員として、貴重な情報収集及び研修の場となっている。

政務活動実績報告書

令和 7 年 3 月 29 日

会派名 日本共産党

代表者名 福田久美子

(報告者) 議員氏名 福田久美子

実 施 日	2025 年 3 月 27 日
調 査 地 又 は 研 修 会 開 催 地	宇都宮市議会日本共産党 議会控室 オンライン研修
調 査 研 究 項 目	(オンライン) 第 74 回市町村議会議員研修会 Zoom 開催 「水道料金の値上げを考える」
調査研究概要	
1、開催日時 2025 年 3 月 27 日(木)13:30~17:00 2、開催場所 オンラインのため 議会控室にて受講 3、主催者 自治体研究社 4、講師 太田 正 (とちぎ地域自治研究所理事長・作新学院大学名誉教授) 事例報告 報告者 林 敏夫(埼玉自治体問題研究所) 5、研修会の概要 ①講義 テーマ 水道料金値上げの根拠と論点 ~料金値上げの仕組みとその背後にあるもの~ 講師 太田 正 (とちぎ地域自治研究所理事長・作新学院大学名誉教授) ◎水道料金値上げの主な説明理由…人口減少や節水機器の普及による水需要の減少。従量逓増制の料金体系による料金収入の落ちこみ。施設の更新・耐震化への投資。独立採算制による一般会計からの繰り入れが原則認められない。 ◎地方公営事業の定義…①地方自治体自らの経営であること。②住民の福祉の増進が目的であること。 ③企業経営(独立採算)を原則とすること。→経常経費の 7 割から 8 割を経常収入によりカバーする。 (2015 年の改正により基本通達(通知)から削除された) ◎地方公営企業の設置は条例で定められる。しかし、その具体的範囲は示されておらず、その経営は基本原則として独立採算性がとられている。また、一方で、地方公営企業の本質的範囲は、仮に赤字に陥り独立採算的な経営維持が困難になったとき、税金を投入しても存続させる価値ある事業かどうかで決	

める。

◎水道料金値上げのチェックポイント…①投資計画は妥当か。②財政計画は適正か。

◎民間委託は値上げの抑制になるか？

①権限や責任を伴う長期にわたる包括的な委託化は、委託業務がブラックボックス化し、また、ほかの業者への切り替えが難しくなるロックイン現象が生じやすくなる。主導権が受託業者側に移り、チェック体制や再直営化するノウハウが失われる。②コスト削減効果も、人件費(職員給与費)から物件費(委託料)に代わることで、一見するとコストが削減されたように見える。しかし、委託の適正化を図る監視などの新たな経費の発生も含め、差し引きでどうなのか検証が必要。③災害などの緊急時の対応も、直営に比べ柔軟な対応がとりづらくなるなど、コスト以外の面も考慮が必要。

②事例報告 報告者 林 敏夫(埼玉自治体問題研究所)

—県水値上げに連動する市町村水道の動向をめぐって—

◎埼玉県での県水値上げに連動する市町村水道の動向をめぐる報告がされた。県用水供給事業で、21%値上げで、市町村水道料金値上げもやむなしとするのか？検証する必要がある。

◎公衆衛生の課題としての水道 水道事業の本質

ア、憲法 25 条…国は～社会福祉、社会保障、公衆衛生～。この観点が議論から薄れていないか？

イ、水道法第 1 条…清廉にして豊富低廉な水の供給を図り～公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与～を目的→各自治体の水道ビジョンで、「低廉」は抹消され「安全・強靱・持続」に変換されていないか？

ウ、1950 年の社会保障制度審議会勧告(1950 年勧告)では、社会保障制度……社会保険・国家扶助・社会福祉・公衆衛生の 4 課題に位置付けられている。公衆衛生は、貧富・年齢・地域にかかわらず生存にかかわる課題と位置付けられたはずである。

◎権利としての水と商品としての水に混乱はないか？

ア、権利としての水と位置付けた場合は、水道の役割を担えるのは「公共」(水道法 2 条、3 項)。

水道を経済産業政策、海外ビジネス企業育成策として、設計・調達・建設、運転、料金管理、老衰等も含めた維持管理を営利企業に任せる方向の危険をどう理解してもらうかが課題。

◎水源問題をはじめ県政と県水値上げをどう見るか

ア、水需要予測・施設整備・華道の実態…誤算の費用負担を料金に転嫁させない！

過大なダム建設、水利権の現状。財政負担の説明委責任は果たされていない。

人口減少や水需要減少とは異なる原因があるのは明瞭。予測の過大化はなぜか？検証と負担見直しが必要。政治、国・県に原因が有るのならば、県水料金に原因者負担の世論を！

(まとめ)

国は、さまざま口を出す、本質は「金を出さない！独立採算・総括原価主義を強化する」にあり、住民に必要な「水道の哲学」の発想はない。画一的押し付け・誘導には乗らず、地方自治、住民自治、実態に基づく計画・運営の提案をしていくことが重要になっている。

政務活動 実績 報告 書

令和 7 年 3 月 3 0 日	
会派名 日本共産党 代表者名 福田久美子	
(報告者) 議員氏名 原千鶴	
実 施 日	2025 年 3 月 8. 9 日
調 査 地 又 は 研 修 会 開 催 地	栃木県宇都宮市
調 査 研 究 項 目	令和 7 年度予算についての検討会
調 査 研 究 概 要	
1. 開催日時 2025 年 3 月 8. 9 日	
2. 開催場所 姿川市民センター学習室及び宇都宮市総合コミュニティーセンター会議室	
3. 勉強会概要 令和 7 年度予算の熟読、比較、検討	
4. まとめ 物価高騰が長引き市民の生活は窮地に追いやられつつある中、宇都宮市の莫大な予算が市民の暮らしを助けるものになっているのかという観点を中心に、市民目線での議論、検討を行った。その内容を令和 7 年度一般会計予算案への反対討論の柱とした。	

日本共産党の原千鶴です。私は議案第 1 7 号、第 4 2 号、第 4 3 号、第 4 4 号の議案 4 件に反対する討論と、陳情第 3 3 号、第 3 4 号の陳情 2 件について採択を求める討論を行います。

世界は未だ戦争状態がウクライナやガザで続き、不安定です。国内では米をはじめとした物価高騰が留まるところを知らず、国民は日々の生活が苦しくなる一方です。100 円 200 円を考えながら使わねばならない国民が多数という状況下、国会では 10 万円の商品券が問題となっています。あまりの感覚の違いに多くの国民が怒り、呆れています。

そこで議案第 17 号「令和 7 年度宇都宮市一般会計予算」についてです。日本共産党宇都宮市議員団は、2400 億円にものぼる宇都宮市一般会計予算が市民の福祉の向上に寄与するものか、取り分け長引く物価高騰でじわ

じわと苦しめられている市民の暮らしが改善する方向の積極的な予算となっているかという点に着目し慎重に検討をしました。その結果、残念ながら賛成できないという結論に至りましたので、順次理由を述べたいと思います。

最初に議案４件については関連がある内容となっていますので一括で反対の理由を述べます。市立保育園費の中に「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた乳児等通園支援事業補助金」があります。2026年からの本格実施に向け、今年度市内２園で行ってきたものを令和７年度には５園に拡大するとされています。

しかし私たちは宇都宮市での「こども誰でも通園制度」導入は時期尚早であると考えます。この制度は子育て世帯の孤立を解消することや施設の空きの有効利用などメリットが

謳われている反面、デメリットも抱えていることも忘れてはいけません。まずは保育士の不足や負担増が挙げられます。予算の中では「保育士確保推進費」が1300万円余計上されています。これは保育士不足対策として、家賃補助や派遣保育士を活用するためのものですが、要するに宇都宮市でも、保育士不足は解消していないのです。そのような現状での制度の導入は、現場の保育士から不安や不満の声が出ていることが子ども家庭庁の行った中間とりまとめからもわかりますし、私たちのところにも声が届けられています。保育士不足から来る保育の質の低下は子どもの命に直結する問題となり兼ねません。今やるべきは、保育士不足をいち早く解決するために更なる賃金の上乗せを市が支援し、安心安全な保育環境を作り上げることと考えます。よって、それに関係する議案4件には賛

同できません。

議案第 17 号について、さらにいくつか具体的に反対の理由を述べます。

農業企画費ですがここには農業構造改革事業交付金が含まれています。これは米の生産から大豆や麦へ転換した場合に支払われる交付金ですが、本当に必要でしょうか。全国的なコメ不足は未だ解消されず、米の価格は 2 倍近くにもなっています。政府はやっと備蓄米を放出しましたが対応はあまりに遅く、多くの市民が毎日の生活に不安を抱えています。食糧自給率の観点からもこの政策は早急に見直すべきとの声が農業者や専門家から上がっており、宇都宮市も目の前で起きている事実を施策に反映すべきです。

農業分野の担い手育成支援費は 1 億 6300 万円余で年々徐々に減っており、非常に心配

です。気候変動の影響が大きくなる中、身近な農業を守り育てていくことは、いわゆる国連の「家族農業の10年」とも合致し、食糧安全保障確保イコール市民の生活を守りいのちを守ることに繋がります。もっとも力を入れるべきところのはずです。

同じ経済部門でも一方では、企業立地等支援補助金を含む企業誘致定着促進費に3億1600万円余、ブレックスアリーナ宇都宮改修負担金を含むスポーツ戦略推進費7億6500万円余などに多額の予算が計上されています。また、LRT西側における軌道事業の特許取得に必要な「軌道運送高度化実施計画」策定には2億1300万円余が計上されています。LRTについては工事に係るあらゆるものが値上がりし工事費用が大きく膨らむ可能性のある今取り組むことが、本当に市民に求められているのでしょうか。

教育において、増え続ける不登校の問題への対応が不十分と考えます。メンタルサポーターが各中学校の別室担当として週5勤務となることは一歩前進と受け止めています。しかし、現在不登校となっている子どもたちへの支援は盛り込まれず、取り残されたままです。宇都宮市が不登校とどう向き合っているのかが見えません。

市税収入が過去最大となる980億円台まで増加することを見込むのであれば、国民健康保険特別会計への繰り出し金を増額し、市民負担を少しでも抑える方向に舵を切るべきと考えます。

以上いくつか理由を述べて参りましたが、いずれにしても、大きな公共工事や一定の経済効果の期待できるものへの予算が多額にかけられる一方、市民の暮らしを支える身近な予算や市民の不安払しょくのための予算、困

っている子どもたちを救うための予算が十分
といえない等、住民福祉の向上の観点からは
見過ごせないものが多く、議案第 17 号を認
定することはできないと申し上げます。

続いて陳情第 33 号「高額医療費の限度額
引き上げの見直しを求める陳情」です。政府
は 2025 年 8 月からの負担限度額引き上げに
ついては見送ったものの、7 月に行われる参
院選後に議論を再開させるのではないかと
言われており、制度利用者は怒りと不安で押
しつぶされる思いに駆られていることでは
う。宇都宮市の制度利用の方々を守るため
にも、今だからこそ議会として国に意見する
ことが必要と考えます。

第 34 号「LRT の『西部へ延伸』に関する
『延伸の本質的な検討』と『特許申請に要す
る調査費の否決』を求める陳情」では、西側
LRT について多くの疑問を寄せていただい

ています。これは市民が納得できる説明となっていない、また納得のいく話し合いが足りていないことを表していると考えます。この陳情を採択し、市民と宇都宮市の「双方向のやり取り」が実現できれば、LRTはさておき宇都宮市が本当に「夢や希望がかなうまち」に一步近づけると考えます。

議員の皆さんの良識ある判断を期待いたしまして、私の討論といたします。